

令和 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 開 会 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 閉 会 令和 8 年 3 月 1 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
まちづくり推進室長		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
まちづくり推進室参事		
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和8年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和8年3月4日（水） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議会運営委員会審査報告

日程第3 会期の決定について

（諸般の報告）

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	村山修
会計管理者	井上透	福祉課参事	福田由佳
総務課長	篁充清	産業課長	林敏美
総務課参事	笠井進一	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	五十嵐仁	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	佐藤允泰	総務課主幹	坂本明広
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	歌丸庸介
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和8年3月4日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和8年2月4日～令和8年3月4日》

- | | | |
|----|-----|----------------------------|
| 2月 | 4日 | 第11回議員協議会 |
| | | 第14回議会広報常任委員会 |
| | 9日 | オホーツク町村議会議長会定期総会(遠軽町) |
| | | 斜網地区1市5町議会議長会議(遠軽町) |
| | 13日 | 大空町の農業を考える会合同学習会 |
| | 16日 | 第15回議会広報常任委員会 |
| | 19日 | 第14回総務厚生・第14回産業建設文教合同常任委員会 |
| | | 第14回総務厚生常任委員会 |
| | | 第14回産業建設文教常任委員会 |
| | 26日 | 第16回議会運営委員会 |
| 3月 | 1日 | 大空高等学校第5回卒業証書授与式 |
| | 4日 | 令和8年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、令和 8 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、10 番、松岡克美議員及び 11 番、齋藤宏司議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

- ◇議会運営委員会委員長 皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 2 月 26 日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 人、町長から提出されております案件が 30 件であります。その内訳は、諮問 3 件、同意 2 件、条例制定等の議案が 10 件、令和 7 年度補正予算 7 件、新年度予算 8 件であります。

また、議会提出議案の提出も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日 3 月 4 日に開会して、3 月 11 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

- ◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 11 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 11 日までの

8 日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付している
とおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合があります
ことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとお
りであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますの
でご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

◇議 長 日程第 4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申出があり
ますのでこれを許します。
松川町長。

◇町 長 おはようございます。

令和 8 年第 1 回大空町議会定例会にあたりまして、行政報告を行います。

昨年 12 月 10 日から本年 1 月 26 日にかけて、町政懇談会ふれあいトークを
両地区合わせて 15 か所で開催し、合計 284 名の参加をいただきました。道路
や水道などの生活環境の充実、研修会館の建替え、さらには女満別ゴルフコース
で計画されているメガソーラーに関するご質問などをちょうだいしたところで
あります。

24 日は札幌に出張し、網走市長ほか斜網地区首長とともに網走厚生病院に産
婦人科医師を派遣いただいている北海道大学病院産婦人科医局を訪問し、医師派
遣のお礼と継続派遣について要請したところであります。

翌日、ふるさとまつり実行委員会を開催いたしました。昨年 8 月 31 日開催の
第 43 回ノンキーランドふるさとまつりの実績報告、反省評価並びに令和 8 年度
第 44 回となるノンキーランドふるさとまつりについて、8 月 30 日日曜日の開
催を決定いたしました。

年が明け 1 月 9 日、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会
市長町長会議に出席いたしました。終了後、斜網地区廃棄物処理組合の設立に関
する協議書への署名を行い、一部事務組合の設立申請を北海道に提出し 2 月 20

日付けで許可が下りたところです。

11日、40名の出席をいただいた中、大空町はたちのつどいを議事堂文化ホールにおいて挙行了いたしました。本年のアトラクションでは、ラジオパーソナリティーを中心に活躍されております北川久仁子さんを講師としてお招きし、ご自身の体験などを踏まえながら多くのアドバイス、励ましをいただいたところであります。

22日は北見市で開催された北海道の鉄道のこれからを考えるシンポジウムに出席いたしました。

翌日、東京都に出張し、B&G全国サミットに出席いたしました。優良海洋センターの表彰では、女満別、東藻琴両海洋センターが15年連続特A評価をちょうだいいたしました。

2月5日、遠軽町において、オホーツク町村会行財政特別委員会が開催され、出席いたしました。令和9年度採用オホーツク管内町村職員採用資格試験の日程や令和8年度町村職員の各種研修事業の実施について、協議し決定したところです。終了後、オホーツク町村会定期総会が行われました。令和6年度の一般会計歳入歳出決算を認定し、オホーツク町村会委員会委員補選では、私は農林水産委員から建設経済副委員長へと変更となったところでございます。

9日は、網走市で開催された網走川流域酷暑対策会議に出席し、近年の異常気象に起因する網走湖や網走沿岸域への土砂流入防止対策及び酷暑対策の課題解決に向けた当会議等の規約を定め正式に発足いたしました。会長に網走市長、副会長に私が就任したところです。今後、国等関係機関に対し要請活動を行ってまいります。

翌日、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催いたしました。本年度、大空町誕生20年事業の一環として開催した本大会の総括及び令和8年度大会の日程等について取り決めたところです。

12日は、大空町と美幌町で構成するオホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。令和7年度補正予算、令和8年度予算の審議を行い、いずれもお認めいただいたところです。

同日、芝桜まつり実行委員会を開催し、令和7年度第41回芝桜まつりの事業報告、収支決算、令和8年度第42回芝桜まつり事業計画案、収支予算案について協議いたしました。

翌日、小清水町において北網地区市町長会議が開催され、出席いたしました。近年、人材確保が非常に困難であり、土木建築技術者の配置状況及びその確保対策、そのほか外国人労働者等への情報配信について意見交換いたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。
暫時休憩します。

(休憩 午前10時10分)

(再開 午前11時11分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。順番に一般質問を許します。
9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。令和8年第1回大空町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

質問する前に今日は、公立高校の一般入試の日でもあります。その中でも大空高校は一般倍率が1.3倍と多くの子どもたちが受験をされ、大変うれしく思っております。また、ほかの高校を受験する子どもたちも希望の進路に進まれることを心より願っております。

それでは一般質問のほうに移らせていただきます。今回の質問は、マイナンバーカードの取り組みについてです。

皆さんも新聞の記事や報道等でお聞きをしたことがあると思いますが、マイナンバーカードの交付は2016年1月から始まり、2026年の1月で10年を迎えました。この間、政府は多くの分野で利用拡大を図り、カードを使った税の申告やコンビニでの証明書の交付、金融機関の口座開設など官民のオンライン手続等も行えるようにしました。また、従来の保険証を令和7年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに本格移行もしました。そのような取り組みを行ったこともあり、政府は令和7年12月5日にマイナンバーカードの全国民の保有枚数が、令和7年12月3日時点で1億2万9,804枚となり、初めて1億枚を突破したことを発表いたしました。全人口に対する割合は80.3%になりましたが、保険証機能を持たせたマイナ保険証の利用は低迷しており、令和7年10月末時点でマイナンバーカード保有者の約88%がマイナ保険証の登録はしているものの、医療機関などでの利用率は37.1%にとどまるなどの課題等も発生しております。そのようなことから、大空町の現状はどのようになっているのか、小項目2つの質問についてお伺いをさせていただきます。

1点目、町内のマイナンバーカードの交付率の現状について。

2点目、マイナンバーカードの機能と受けられるサービスについて。

以上2点について町長にお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問、マイナンバーカードの取り組みについてご答弁申し上げます。

マイナンバー制度の根拠法であります行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成25年5月に成立いたしました。マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平、公正な社会を実現するために、国民一人一人に12桁のマイナンバー、個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策分野で活用されています。行政機関間の情

報連携により各種行政手続での添付書類を省略できる仕組みで、これにより公平できめ細やかな行政支援を受けることができます。

平成27年10月に住民票を持つ全国民に12桁のマイナンバー個人番号の通知が始まり、平成28年1月からは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された顔写真つきのICカードであるマイナンバーカードの交付が開始され、今年で11年目となります。

マイナンバーカードは、本人確認書類としての利用のほか、行政手続の簡素化、医療分野での利便性の向上のため、様々な活用がなされております。当初は個人情報漏えいへの不安などから、なかなか進まなかった交付は、国によるマイナポイント事業の実施や、これまでの健康保険証からマイナ保険証への移行などの利用拡大により徐々に普及が進んでいる状況であります。

1点目の町内のマイナンバーカードの交付率の現状について、ご説明申し上げます。本町のマイナンバーカード交付状況であります。令和8年1月末現在、人口6,273人に対し、交付枚数5,294枚を交付し、交付率は84.4%であります。なお、1月末現在、北海道の交付率は79.8%、全国では81.2%という状況であります。

次に、2点目のマイナンバーカードの機能と受けられるサービスについてであります。マイナンバーカードは、先にご答弁申し上げましたとおり、私たちの生活の様々な場面で徐々に活用されるようになりました。その1例として、本人確認のための身分証明書として、また、インターネットを利用した転出手続や確定申告などの手続の際に、電子証明による本人証明として、健康保険証や運転免許証として、公金受取口座の登録をすることによって給付金申請等の簡素化、そのほか国民年金手続の電子申請やマイナ保険証の登録がお済みの場合は、ご自身の健診情報や薬剤情報を医師や薬剤師と共有することで、より良い医療を受けることができます。さらに令和7年10月からは、救急現場において、救急隊員が傷病者の受診歴や薬剤情報などをもとに、搬送先医療機関の選定などに役立つ情報を把握することにより、救急業務の円滑化を目指す取り組みとしての運用ができるようになったところであります。

本町におきましては、昨年10月から本年2月までマイナ救急の実証事業を実施いたしました。その結果、傷病者の既往歴や薬剤情報の早期把握において、一定の有効性が確認された一方で、現場での通信環境の不安定さやID、パスワードの入力作業、カード読み取りに要する時間といった運用面の課題も浮き彫りとなりました。なお、本町のマイナ救急の利用状況は約15%にとどまり、利用に至らなかった理由としては、マイナ保険証の不祥事や現場滞在時間を考慮した救急隊長の判断によるものであります。現在、実証事業は終了いたしました。将来的な全国普及の動向及び大空町での有効性、有用性を鑑み、検討していく必要があるものと考えております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。1点目について、交付状況をお聞かせいただきました。

令和8年1月の時点でございますが、6,273人に対して5,294枚交付、交付率84.4%、北海道平均79.8%、全国が82%というふうに説明を伺いましたが、その中で改めて質問したいと思います。

これは番号法、国のやつを根拠で、個人に12桁の番号を割り振ると詳細もお聞かせをいただきましたが、その中で有効期間というものが、町長の答弁でも約11年経過したということですね、有効期間、大人の方で10年、子どもが5年で、電子証明が5年だったと思います。そのような中で、実際に期限が近くなると通知が来る。3か月ぐらい前に来るということで、そういうふうに確認もしましたが、今後、これからいろいろと更新する方が増えてくるのではないかなと。

その一方でですね、カードの情報漏えいとか、そういう不安の声もお聞かせをいただきましたが、そういった中でだんだんと有効期間が、更新する方が増えてくるんだろうなと。そんな中で課題となるのが、デジタル庁とかでも課題にしたのが、やはり意外と申請が煩雑だと、難しい方もいると。そして、それだけではなくてオンラインの環境がある人はいいいんですが、そういう方でない方とか、中には身寄りとかですね、なかなか難しい方がいる。家族とかが代理で行ったりするとかそういうことはできるというふうになっておりますが、ですが、なかなか1人で身寄りがいない、軽度の認知の障がいをお持ちの方がですね、障がいをお持ちでなかなか足が運べないとか、そういう方、なかなか難しい方もいらっしゃると思います。

また、保険証の機能もですね、将来的にはそちらにだんだんと移行となってくと思うんですが、今、私たちの町、そういう方も困らないように資格者証とか発行しているのは分かってるんですが、また、施設に入ってる方とかですね、いろいろ課題があると。

そのことについて、これからどうしても国の施策であるんですけど、身近な窓口はやはり自治体でございますので、これからしっかりと対応していかなければいけない課題があると思いますが、このことについてご見解があればお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの再質問にご答弁させていただきたいと思います。

更新に対する対応ということでございます。上地議員のご発言にあったとおり、マイナンバーカードの有効期間というものが18歳未満の方は発行から5回目の誕生日までということでございますので5年間と、18歳以上の方は発行日から10回目の誕生日ということで10年間というふうになってございます。また、電子証明書の有効期間は年齢を問わず、発行から5回目の誕生日までとなっております。マイナンバーカードの有効期限を迎える方は、有効期間の満了する日までの期間が3か月未満になった日から更新が可能でありまして、国から送付される有効期限通知書にある交付申請用QRコードからのオンライン申請、または、市町村窓口において申請手続きをすることができます。更新手続きを行ったマイナンバーカードの受け取りや電子証明書の更新手続きは、市町村窓口までお越しいただく必要があるところであります。電子証明書の有効期限が切れて

しまった場合、マイナ保険証を利用されている方は、電子証明書の有効期限切れから3か月間は保険資格情報が提供され、引き続きマイナ保険証で受診することができますが、電子証明書の有効期限切れから3か月経過した後は、マイナ保険証の利用ができなくなるため期間内に資格確認証が交付され、これまでどおり医療機関を受診いただけるような仕組みとなっているところであります。

これら一連のマイナンバーカードの更新手続について、交付窓口において写真撮影から申請までの一括支援を行っているほか、病気、身体の障がい、その他のやむを得ない理由により役場に出向くことが困難である方は、国の事務処理要領により代理人の方が手続をすることが可能となっています。来庁が困難である方の例といたしましては、施設に入られている入所者の方、要介護要支援認定者、身体、身体以外の障がいのある方、75歳以上の高齢者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人、未就学児、小中高生、妊婦、長期出張者などが該当し、交付申請者が指定する方なら、家族以外でも交付を受けることができます。また、代理人に対して交付する際の必要書類は、申請者本人の場合の必要書類に加え、交付申請者の来庁が困難であることを証明する資料や代理人本人の確認書類が必要となります。

マイナンバーカードは制度開始から10年以上が経過し、更新時期を迎えているところであります。現時点で大きな混乱はございませんが、引き続き、スムーズに手続を進められるよう、広報紙などを通じて広く町民の皆さんに周知に取り組んでいくとともに、きめ細やかな窓口対応、そういったものをしっかり行ってまいりたいと、そのように考えているところであります。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。1点目についてはですね、これからしっかりと広報周知、住民の方に図っていくというふうに確認をさせていただきましたので、そのことについてはしっかりとさせていただくのと、やはりご答弁でもあったようにですね、大変な方、なかなか代理人とか難しい方とかっていうケースもこれから考えられることもあると思いますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

このことについては、1点目終わりますが、2点目について再度質問をしたいと思います。

実際にですね、説明の中でもありましたけど主に使うのは身分証明とか、運転免許とかですね、説明にあった転出の時とか手続がスムーズになると。行政的にもそういうメリットがあると。手続の簡略化ということで、負担の軽減ということが導入の趣旨だったと思いますが、その中でマイナ救急とかも触れられましたが、保険証のほうは先ほど触れましたが、12月2日から保険証のほうですね、移行になるっていうことでありましたが、マイナ救急に触れていましたが、昨年の10月1日からで実証実験を行っている。これ全国一斉に消防で対応しているものですけど、全国の消防本部720本部で、10月時点で5,334隊だったと思いますが、実証した中で課題も詳細お聞かせをいただきました。なかなか、現場の時間の対応とかですね、あと実証はしてますけど、住民の方がなかなか理解の普及とかですね、そういうものが進んでいないのかなと。その中でですね、

これから国とか、そういうものを移行していく中で、大変、有意義なものでもあると思いますからこれからも進めていくんだらうと思いますが、マイナ保険証の良さといえば説明でもあったように、受診履歴、疾患、薬剤の内容とか、円滑な搬送ができる。そして、場合によっては処置とかですね、うちの場合、1次、2次、3次と救急分かれてますが、中には重い病気を持って高度の治療を受けられてる方もそういう方も適切に治療が受けられるというメリットもあるのではないかなと思っております。先に触れたようにこれから進めるに当たって、国のほうもいろいろ変わってくるとは思いますが、しっかりですね、情報のほう確認しながら進めていくとは思いますが、やはり生命に関わるものですし、このカードを読み取れば情報が分かるっていう観点では、ひとり暮らしの方とか、そういった場合マイナンバーさえあれば、一定の情報が確認できるというメリットもあります。また救急搬送した場合、家族の方、結構混乱されてる事例も多いので、そういったこともありますので、しっかりと住民の方にもメリット、それこそ有効期間が迎える中で更新する中でですね、そういうものを分かっていたくってというのが大事ななことかと思えます。

今後、そのことについてしっかりと周知などを図っていく必要があると思いますが、そのことについて見解があればお伺いいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの再質問にご答弁させていただきたいと思えます。

まずマイナ保険証の更新につきましては、一度のある程度一定の期間にぱっと人が更新に来られるというのではなくて、更新ですのでその都度、来られるということでございますので、そこはしっかりですね、窓口で親切丁寧に対応してまいりたいと考えております。

マイナ救急について、そのメリット、デメリット。マイナ救急のみならずですね、マイナンバーカードを持っていることのメリット、デメリットを伝えていくということでございます。まず、マイナ救急について申し上げますと、確かにですねマイナンバーカードを所持してるということで、それによってですね、どこの医療機関にかかっているか、そしてどういった薬剤の処方をしていただいているかという、そういった情報はマイナンバーカードから読み取ることができます。しかしながら病歴というんでしょうか、どういった病気で医療機関にかかっているかという情報まではマイナンバーカードには入っていません。ですので、それがあから、この方はどういった病気をお持ちで、どういった医療機関に搬送したらいのかというところまでは、残念ながら分からないというものでありますし、また薬剤の情報が分かってもですね、それが何の治療に使われているかという、そういったことも残念ながらうちの救急隊もそこまでの細かな情報というのは持っておりませんので、そういったことでなかなかマイナ救急というのは、いろいろと課題があるのかなと、そのように思っているところであります。

そうはいいいながらもですね、今後、多くの方が更新を、電子証明を含め更新を迎えてまいりますので、その都度、国のほうの通知はあるんですけども、町のほうもしっかりですね、広報等で町民皆様に対してお知らせする機会を設けていき

たいと、そのように考えております。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9 番。町長からちょっと病歴ということで、なかなか確認できない、現時点ではですね。そして、薬が分かってもですね、なかなかすぐ処置に結びつくのが難しいという課題もお聞かせをいただきました。

そういったこともありますけど、確かにほかの利便性機能とかもありますので、しっかりこれからもですね、有用性、そういうものをですね、住民の方に周知をしながら取り組んでいっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。マイナンバーの更新はもちろんなんですけども、大空町ではまだ 15% ほどの方がマイナンバーカードを所持しておりません。保険証であったり、免許証であったり、今、様々なですね、利用というのが、これからも拡大していくんだらうと思いますので、引き続きですね、今現在、マイナンバーカードを持たれていない方に対しても、取得の推進をしていくように、町としても、これからも取り進めてまいりたいと考えております。

ありがとうございました。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。
暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 33 分)

(再開 午前 10 時 34 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◇議 長 日程第 5、一般質問を続けます。
次に 5 番、鈴木秀之議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 令和 8 年第 1 回定例会、通告に従い一般質問をさせていただきます。
質問事項は、持続可能な介護提供体制についてです。

人口減少や高齢化が進行する中で、介護提供体制の在り方について関心が高まっております。本町では二つの特別養護老人ホームが運営されており、これまで両地域の高齢者福祉を支える重要な拠点として役割を担っていただいております。しかしながら、近年は介護人材の確保は難しく、ショートステイ利用の調整や施設運営の厳しさも見られるなど、従来と同じ形での運営継続に課題が生じていると伺っております。両施設は、それぞれの地域にとって安心の基盤であり、

その在り方の検討に当たっては、単なる効率性の議論ではなく、住民感情にも十分配慮しながら、両地域関係者の相互理解のもとで進めていくことが不可欠であろうと考えております。今後、人口減少が進む中では、施設を個別に維持するという発想だけではなく、それぞれの特性を生かした役割の明確化と機能連携を図り、地域全体で高齢者を支える体制へと発展させていくことが重要であると考えております。現在、介護保険事業計画の改定時期を迎えております。この計画は、本町の将来の介護提供体制の方向性を定める極めて重要なものです。将来人口や人材確保の見通しを踏まえ、現実に応じた持続可能な介護施設体制を計画に位置づける必要があるとの観点から、次の項目について伺います。

1点目は、本町の介護提供体制の課題分析についてです。本町の将来人口及び介護人材の見通しを踏まえ、現行体制のまま推移した場合の課題についてどのように分析しているのでしょうか。現状と今後の介護提供機関との情報交流、連携強化の観点からお伺いいたします。

2点目は、施設、在宅サービス、生活支援体制の将来展望についてです。施設、在宅サービス、生活支援を地域全体で支える体制づくりを次期介護保険事業計画の中で課題として位置づけ、地域介護福祉の中核施設として両施設の運営連携の強化を図る調査を検討してはどうかと考えております。町長のご見解をお伺いいたします。

3点目は、持続可能な介護体制の構築についてです。地域の将来に関わる重要な政策テーマであることから、行政が主体となり事業者や地域住民を交えた検討の場を設け、持続可能な介護体制の構築に向けた議論を進める時期ではないかと考えております。以上、本町の持続可能な地域づくりの観点から、介護提供体制の将来展望について町長のご見解を伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からちょうだいいたしました一般質問、持続可能な介護提供体制につきましてご答弁させていただきます。

まず、1点目の本町の介護提供体制の課題分析についてであります。現在、令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事業運営がなされているところであります。令和5年度に策定した本計画では、介護保険第1号被保険者である65歳以上人口は令和7年にピークを迎え、75歳以上人口は令和12年にピークを迎えるという推計でありました。実態といたしましては、65歳以上人口は令和6年1月末現時点で2,500人を割り込み、その後は緩やかに減少していることから、今後、長期的に見ると介護サービスの利用者数も徐々に減少していくものと想定しています。詳細は、令和8年度中に次期計画を策定する過程において、改めて分析する必要があります。また、介護事業所における人材不足が深刻化している状況にもありますので、引き続き事業者の方々からお話を聞かせていただき、これらの課題をあわせて検討しなければならないと、そのように考えているところであります。

2点目の施設、在宅サービス、生活支援体制の将来展望についてであります。

町内にある二つの社会福祉法人において、特別養護老人ホームを核としつつ、ショートステイやデイサービス、ヘルパーステーションなどの在宅サービスも展開し、多くの利用者に対して福祉サービスを提供していただいているところであります。また、社会福祉法人以外の事業者においても、認知症対応型グループホームや通所リハビリ、居宅介護支援事業所などの介護保険法に基づく事業所に加えまして、療養病床への入院患者を受け入れる医療機関も介護と密接に関連するニーズの受皿として、それぞれが連携して担っていただいているものと認識しています。町内の介護に関する様々な課題を解決するため、町内事業所施設のネットワークを強化し、人材を有効に活用できるような役割分担と体制づくりは重要でありますので、二つの社会福祉法人の連携については、効率的な運営につながるアイデアの一つとしてご提案し、行政として橋渡ししながら、次の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、将来的な展望を持って検討する必要があるものと考えているところでもあります。

3点目の持続可能な介護体制の構築についてであります。前段、二つの答弁にも通じるところではございますが、人口減少や人材不足などが伴って、介護サービスの提供体制に影響が及んでいるところでもあります。町内の介護サービスの提供体制の構築に当たっては、周辺市町の状況を把握し、人口規模の近い自治体における好事例をとらえて、行政として基本的な方向性を示していく必要があると考えます。新たな協議会の設置ではなく、まずは町内介護事業者等で構成する地域ケア会議において検討し、さらに地域包括支援センター運営協議会において、次期計画に向けた検討をする中で、持続可能な介護体制について議論をしていただく場にできるのではないかと、そのように考えているところでもあります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。まず1点目の関係につきまして、課題分析ということで、高齢者人口が当初予定よりも少し早めに減少傾向が生じているというのを把握されているというお話を伺いました。昨年12月3日に女満別福祉会のほうから要望書が議会のほうにも提出がございまして、議員、全議員に議員配付という形で情報が提供されているところでございます。状況としては、さきにご質問の中でも触れましたが、なかなか運営面で厳しいという状況が伺えるところでございます。また、昨年6月の第2回の議会定例会におきまして、同僚議員の岩原議員のほうから、特別養護老人ホームの合併等についての一般質問もされているところでございます。現況として、地域の中ではかなり高齢者福祉施設の運営について、ご心配をされているという状況が伺えるところでございます。この分析の中でも、高齢者の人口比についての割合は高くなっているけれども、実際に65歳以上から75歳、要するに介護の対象となられる可能性のある方の人口が減っているという状況もあるという状況を踏まえた中で、介護体制の課題というものを十分把握された中で、次期介護保険事業計画の中で、反映をされていくべきではないかなというふうに思っております。そういう面から、町

側にもこういう要望書等も出ているかなというふうに思いますが、その点について、どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの再質問にご答弁させていただきたいと思います。

昨年6月の定例会で同僚議員からも一般質問を頂いたのを私も承知しておりますし、12月3日に議会に対して要望書があったと。その前段に、町のほうにも同じ、おそらく要望書が来ていたんだとそうように思っております。次期介護保険事業計画については、令和8年度が実際には課題を分析し、どう3か年の中でやっていくかということを検討していく、その前段で、実は令和7年度、アンケート調査等を実施しているところでございます。そういった中で先ほど、議員のほうから、今後ですね、被保険者、いわゆる65歳以上の介護事業の対象になれる方の数というのが減っていく。これはもう明らかにですね、今度の分析の中でも出てくるのではないかと考えております。それにも増して、やはり1番の課題はですね、介護現場で働く人を確保すること、人材確保というのが非常にですね、これからますます難しい時代になっていくのではないかと、そのように考えているところであります。そうした中で、但し、だけども、両地区にですね、介護福祉施設というのは、やはりなくてはならない施設でありますので、そういった現状の中で、どう施設をですね、数の部分もあるのかもしれませんが、在り方をどうしていくかというところの協議というのは、これから進めていかなければならないのではないかと、そのように考えているところであります。

ただし、これは、あくまでも町はですね、両福祉施設、両法人の経営者ではございませんので、しっかり両法人の経営の方たちとも意見交換をさせていただきながらですね、今までは対町とどちらかの法人というような、こういう一方通行というか、まとまりの中で協議をしていく場というのはなかったんですけども、今後、この大空町の中でですね、やはり、いつまでも住み続けられるための福祉体制というのがどうあるべきかというのは、一緒になって協議をしていく場というのがもう来ているのではないかと、そのように私としては受け止めているところであります。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。町長からのご見解、私もそのとおり、やはり町が橋渡し役としての役割を担っていく、そういう時期に来てるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

2つ目の質問の関係に移らさせていただきますが、もう、将来展望という中で、今、町長のご答弁の中にもございましたけれども、介護人材の確保というのが本当に難しくなっていると、そのことによりまして、福祉、特別養護老人ホームの事業の中での、要するにショートステイという部門がございしますが、そこの受入れがなかなかできなくなってくるという、要するに30床、30床、そしてショート10床という位置づけだったのでしょうか。その中でショートステイという部

分が、家庭の在宅での介護されている方々への、やはり大変、重要な部分を押さえていると。そこが、人材の確保はできなくて、なかなかそのサービスが提供できなくなってくるということが、そうすると地域で在宅介護されてる方々にとって非常に負担になってくると。そうすると、いつまでもここで住み続けて介護して生活をしていくということへの、やはりかなりの課題になっているという状況でございます。将来展望という中で、町として職員の方々の研修も含めまして、職員の方々が先進地自治体に調査に出ていくというようなこともしながら、どうしたら特別養護老人ホームの機能を人口の割合とか人口規模とか、高齢者人口の割合としてどのように運営していくのかということについて、十分検討する時期に来ているのではないかなというふうに思っております。介護サービスの充実強化、それから医療と介護の連携と推進、人材確保、介護人材の確保と、こういう点から、調査、検討を進める時期にきているのではないかなというふうに思うわけでございます。その点につきまして、令和8年、いよいよ検討の時期、今年度迎えますので、今、アンケート調査もされているわけでございますが、その点を含めて、今後、施策の中で、こういう調査研究、検討につきまして反映していくことが可能かどうか、見解をお伺いをしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの再質問にご答弁申し上げます。

様々な問題、介護人材の不足であったり、そういったものはですね、これから令和8年度の介護保険事業計画の中で考えていくことになろうかと思っておりますけれども、やはり先ほど申してるとおり、介護を必要とされる方の数が減っていく、総体的に減っていくこと、介護人材の確保が今後、ますます困難になるということで、そういった状況の中で、どう町内の介護提供体制を維持していくかということは当然職員もですね、様々なところに向いて勉強を、研修していく必要があるのかなと思っております。そういった中で、そうした研修だとか、いろんな調査した中で、やはり大空町の適正規模というものをしっかりと、町としてもこれぐらいではないかという情報を持った中で、両町内で運営いただいている法人と情報交換をし、そういった中で本町の適正な規模に、ひょっとしたら規模を縮小するダウンサイジングというものをしなければならないような状況になるかもしれませんが、より良いサービスと提供体制を維持していくため、町内の中でしっかりですね、議論を令和8年度は深めていかなければならないと、そのように考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。続きまして、3点目の持続可能な介護体制の構築についてということでお伺いいたしたいと思えます。

今、大空町では、地域包括ケアシステムの充実ということを挙げて地域包括センターで頑張ってもらっていておるところでございます。介護、医療、行政で住民の方々との情報共有ということで、協力体制づくりが行われていると、これを今

後も充実をしていただくということで対応していただければというふうに思っているところでございます。ただ、現状として、在宅支援強化の具体策として、ショートステイの充実というのが、これはやっぱり1番、先ほども申し上げましたが、そのための対策というのをきちんとやるのが、まずは必要ではないかなというふうに考えているところでございます。ケアマネの方々ちょっと情報交流をさせていただいたところによると、今、対象の高齢者人口の方の減少がもう都会では非常に進んでいて、そして高齢者施設も都会ではかなり複数施設があることによって、入所者の募集の関係でも来ていただけないかとか、そういうアポイントもあるというようなことも伺っているところでございます。やはり、ここで住み続けていただくということの施設環境を整備することが、この町の持続可能なまちづくりにもつながるのではないかなというふうにも思っているところでございます。そういう中で、町長がご答弁の中でおっしゃっていましたが、適正な規模での施設整備ということと、施設整備はそれぞれの地域にある施設として機能を充実をする部分をどう役割分担をするかと、そういう部分での論議も含めながら、地域にある施設を大事にしていくということの観点で進めていただければ、持続可能な将来的な介護体制の構築につながるのではないかなというふうに考えているところでございます。そういう面での検討をぜひお願いをいたしたいというふうに思っているところでございます。

もう1点、うちの町では物価高の高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金の活用につきまして、町長の、これは政策の中で、私は大変よかったなというふうに感じてるんですけども、特別養護老人ホーム、それから両病院のほうについて、さらにグループホームとか、そういう福祉とか医療施設のほうにこの臨時交付金を交付をして、地域の医療、福祉の充実に理解を示していただいた。そして、エネルギー価格の物価高騰による福祉施設への支援金ということで、総額3,600万円の予算執行していただいているという状況でございます。こういうことにつきまして、やはりうちの町としての医療、福祉の充実に、このように対応していただいたということは非常に有意義なことであったなというふうに思っているところでございます。今後もそういう面で、地域の医療、そしてこの福祉施設の充実について、積極的な対応をぜひとっていただきたいなというふうに思うところでございます。そういう面で将来展望に関しましては、ぜひ町が橋渡し役となって、医療、福祉関係機関との連携協議を進めていただいて、介護福祉計画から地域福祉計画等との関連を深めていっていただきたいと思いますが、その点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 再質問にご答弁させていただきます。

町内にある両福祉法人、特養等をいただいている法人もそれぞれ特養の入所の部分、先ほどからお話のあるショートステイであったり、あと在宅サービスの基本でありますデイサービスやホームヘルパーサービスなど担っていただいているところであります。それぞれの両地区にある法人に役割分担をお願いすることによってありますけれども、そういった形がですね、うまく連携とればそれにこ

したことはないなと思っております。ただ、一方でそれぞれのサービスごとに決められた報酬単価というのがあって、それが経営にどう影響するかということもございますので、これはやはり先ほども申しますように、町のほうで一方的にこうしろ、ああしろとは言えることではございませんので、しっかり経営をされている方々とも協議をしてですね、何度も申しますけども、大空町にとってより良い介護福祉体制というものをしっかりですね、これからも維持、持続できるようにしていくことが必要であるなど、そのように考えております。

あと今回、重点支援地方交付金をもとにですね、医療機関、そして町内にある福祉施設に対して、物価高騰分ということで支援をさせていただきました。私は本来はそういった物価高騰分だとかというのは、医療であれば診療報酬、介護であれば介護報酬の中でですね、しっかり見ていただくというのが、本来はそれが当たり前ではないかと思っております。今回、診療報酬につきましては、物価高騰分を加えた新たな診療報酬というものが出てきてる、示されているようでありますけども、介護についてはまだ具体的な考え方というのが示されておられません。今、何か表に出てきているのは、働く人の人材のために職員に対する加算というのか、そういった部分は出てきてはいるんですけども、1番問題なのは、やはり、大きな施設を構えて、そこでやはり北海道であれば燃料代もかかります。そういったものにかかる経費がですね、介護報酬の中で捻出できないというのが、私はそこが1番大きな問題なのではないかなと、そのように思っているところであります。町で持ってる地域福祉計画であるとか、介護保険事業計画、そういったものをきちんとですね、やはり運営させていくためには、そういった報酬が適正に支払われて、それぞれの医療であれば、医療、医療機関、福祉であれば、そういった福祉施設がきちんと報酬の中で賄える、そういった在り方が、やはり必要になろうかと思っておりますので、そういった部分については、まだまだこれからも国や国会議員、そういったところにしっかり働きかけを強く訴えていかなければならないと、そのように考えているところであります。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。最後にですね、介護提供現場と行政との連携についてということで、政策、施策の目的の共通理解に基づいた事業連携というのはより効率的な行政運営、運営につながるというふうに認識しております。介護提供機関と行政担当者との連携協議を積み重ね、社会情勢と現場の声を反映した施策展開を期待するところでございます。この地域に住み続けるための生活環境づくりにおいて、介護提供環境の整備というのは大変重要な課題だというふうに認識しております。公益性を基本とした住民の理解と協力を得る基本方針を定めた第4期の大空町地域福祉計画、それからこれから策定される第10期の介護保険事業計画を着実に実践していくことが、持続可能なまちづくりにつながるのではないかなと思っております。安心して暮らし続けられるまちづくり政策の一環である介護提供環境の整備への町長のリーダーシップに期待をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 ありがとうございます。介護提供体制の充実、そして医療提供体制もそうなんですけども、そこをしっかりと町として守っていくことが、これからは町民皆さんがですね、この大空町で安心して住み続けられる、そういったことに間違いなくつながってまいりますので、しっかりですね、これからは福祉法人等々、意見交換もしながらしっかりした基盤というものをこれからは持続できるように頑張りたいと、そのように考えておりますので、また、今後もですね、様々な面でご指導、ご教示頂ければ、ありがたいと思います。
今日はどうもありがとうございます。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせいたします。

(休憩 午前11時08分)

(再開 午前11時18分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を続けます。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。
次に4番、森賀祐司議員の一般質問を許します。

◇森賀議員 令和8年第1回定例会、通告に従い一般質問をさせていただきます。
近隣の自治体では小学校と中学校を統合して、義務教育学校として1か所に集約する議論が行われています。昨年12月の定例会において、同僚議員との一般質問のやりとりの中で、町長は児童生徒の減少が進めば将来的には、東藻琴地区、女満別地区ごとに一つの校舎で学ぶ小中一貫教育を考えていかなければならないときが来るかもしれないとのことでした。既存の校舎の利用方法と将来の学校整備に関しての考え方を伺います。

(1) 義務教育学校と小中一貫校の違いとメリット、デメリットについて。

(2) 耐震化工事はすでに行われていますが、東藻琴小学校、東藻琴中学校、女満別中学校は供用開始から相当年数が経過しています。今後、どの施設を利用、あるいは新たな場所への建て替え新築などを考えているのか、以上2点について伺います。

よろしくをお願いします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 森賀議員の一般質問にご答弁申し上げます。
小中一貫教育につきましては、女満別地区、東藻琴地区の小中学校を小中一貫

校として整備し、令和7年度からスタートしております。これまでの経過についてご説明させていただきます。小中一貫教育に関する国の動向につきましては、平成18年に行われた教育基本法の改正、続く平成19年に行われた学校教育法の改正により、小学校、中学校通した義務教育9年間の教育目的・目標が新設され、小学校教育と中学校教育で育まれる子どもの資質、能力を意識的につなげていくことが必要とされてきました。また、現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領並びに小学校、中学校、高等学校それぞれの学習指導要領において、学校段階等間の接続が新たに示され、子どもが社会で生きて働く資質能力を学校教育等で確実に身につけるために、公私間の連続性を意識した教育活動を行うことが一層求められてきました。大空町におきましても、第2次大空町教育推進計画において、学びをつなぐ学校づくりの実現に向け、学校段階間の連携、接続の推進を掲げた義務教育9年間を通じて、子どもに必要な資質能力を育むための小中一貫教育の導入に向けた資料収集や研修に取り組んでまいりました。令和5年度には大空町小中一貫教育検討委員会を立ち上げ、小中一貫教育を進めるに当たっての課題や方策についての協議、検討を重ね、大空町小中一貫教育基本方針を決定いたしました。さらに令和6年度は、大空町小中一貫教育基本方針で示された具体的な取り組みをどのように充実し発展させていくのか、小中高等学校及び認定こども園の教職員で構成する大空町学校教育研究会において協議し、検討を重ね、令和7年度から小中一貫教育がスタートし、認定こども園から大空高校へつながる大空町の特色を生かした一貫教育を進めているところであります。

1点目のご質問の義務教育学校と小中一貫校の違い、メリット、デメリットについてですが、義務教育学校は1名の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施する学校となります。教職員は原則小学校及び中学校教諭の免許状の両方を併有、持ち合わせることであります。一方、本町が設置している小中一貫校施設分離型の小中学校は、それぞれの学校ごとに校長、教職員組織があり、この形態は従来どおりですが、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の継続性を確保した教育課程を編成、実施する学校となります。大空町では現在の小学校、中学校を存続した形で、女満別、東藻琴地区ごとに一貫した教育を進め、必要な教科や重点教科の設定を行いながら、これまでの小学校、中学校の取り組みをもとに、大空町らしい新たな教育を進めております。義務教育学校と小中一貫教育のメリット、デメリットについてですが、先ほどご説明しましたように、どちらも9年間の教育目標を設定し教育課程を編成するという点で同じですが、義務教育学校の利点として考えられますのは、一般的に小学生、中学生が同じ校舎で学ぶことから、児童生徒が日常的に交流できる環境、異学年の交流が行いやすい環境にあります。一方で、施設整備に係る財政負担や学校環境が大きく変わることから、従来の小学校での卒業式、中学校では入学式という節目がないなど、環境変化への配慮が課題と考えられています。これに対し、本町が設置しております小中一貫校は、今ある環境を維持することができますので、各学校がこれまで歩んできた伝統や文化を大切にしながら、既存施設を活用し、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じた教育の質の向上を図ることができると考えております。そのようななかで学校組織が別々になりますので、連絡調整

会議など、教職員の業務負担が増えやすいといった傾向があるのかもしれませんが。いずれにいたしましても、既に小中一貫校としてスタートしていますので、小学校、中学校の壁を低くしつつ、それぞれのよさを磨き合える教育を推進するとともに、子どもたちにとって最適な学びの環境づくりに今後とも進めてまいります。

次に、2点目のご質問の女満別、東藻琴それぞれの地区ごとに、小学校、中学校が一つの校舎で学ぶことができるよう、今後、どの施設を利用する、あるいは将来的に新たな場所に建て替え、新設は考えているのかについてですが、森賀議員のご指摘のとおり、東藻琴小学校は昭和45年建設、築55年、東藻琴中学校は昭和46年建設、築54年並びに女満別中学校は昭和48年建設、築52年と、校舎建設、供用開始から相当年数が経過しているところですが、各学校は大規模改修工事を実施しており、東藻琴小学校は平成27年度、28年度、東藻琴中学校は平成25年度、女満別中学校は平成30年度、令和元年度にそれぞれ施工し、安全性の確保を図っておりますので教育委員会といたしましては、施設を一元化、一体化にするための建て替え、新設、校舎統合について考えておりません。現在、大空町では児童、生徒数が減少傾向にあり、特に東藻琴地区においては、年間出生数が1桁の状況が続いておりますことから、今後、複式学級となる状況にありますが、現時点においては、現在の既存校舎施設を活用した中で児童・生徒の学びを保障し、安心、安全な学校生活が送られますよう今後も計画的に保守点検を実施しながら、最適な教育環境の確保、維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、森賀議員の1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 はい、4番。義務教育学校と小中一貫教育のメリット、デメリットについては理解いたしました。大空町においては、これからも認定こども園から高校まで学校間の連携、接続の推進を図っていただきたいと感じました。

小項目の2点目ですが、各学校とも大規模改修を終えて、これからも既存の校舎を活用していくとのことでした。小中一貫教育を進めていく中で、小学校あるいは中学校で行われている運動会や学芸会などの学校行事を一つにしていくというような考えはあるのか伺います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 森賀議員の再質問に対してご答弁申し上げます。

運動会や学芸会などの学校行事についてですが、学校行事を共同で実施することは、9年間の連続性を育むという観点からも大変有効な取り組みであると認識しておりますが、今年度から小中一貫教育をスタートしたばかりということもありますので、現段階においては、教育活動、教育課程の接続や教職員間の連携体制の充実に重点を置いて取り組んでいるところです。各学校の年間計画や行事を一つにした場合の会場スペースの確保など、整理しなければならない課題等がありますので、現時点では学校行事を一本化する考えには至っておりません。

が、中学校の教員が小学校の学芸会に向けて、専門的な立場から器楽合奏指導を行う乗り入れ授業を実施しており、指導後の児童の演奏が格段に向上したという効果も発揮されています。学習面においても乗り入れ授業を実施しており、中学校の教員が小学校にて専門教科の指導を行うことで、中学校で学ぶ内容、早期体験することができる取り組みも進めているところです。こうした授業面での成果はもちろんのこと、学習規律や生活規律の定着について、みんなで育む15の春の子ども像を作成し、生活の目当てや学習の目当てなど、9年間で育成を目指す子どもの姿を掲げています。学校行事を通じた児童生徒の心の交流についても、今後、検討してまいります。まずは今年度スタートした小中一貫教育の定着と充実を図り、認定こども園から大空高等学校まで、子ども園、小中高が連携した大空町教育のさらなる質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、森賀議員の再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番、森賀祐司議員。

◇森賀議員 ぜひとも小中間の交流を進めていっていただきたいと思います。また、大空町誕生から20年が経過しましたが、女満別、東藻琴両地区の交流事業はまだまだ少ないものと考えております。幼少期から相互交流が行われれば、もっとよくなると考えますが、両地区の児童生徒の交流についてどのように行われているのか伺います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 現在、地区ごとに、小学校、中学校において、地域の特性などを生かした教育活動を展開しているところですが、女満別、東藻琴両地区が合同で取り組んでいる事業としましては、小学6年生のファームスクールを年3回、合同授業として実施しております。先ほども申し上げましたように、大空町の児童生徒は減少傾向にありますことから、両地区の児童生徒が交流を深めることは、互いの視野を広げる観点からも非常に意義あることと認識しております。移動時間や教育課程などの課題もありますが、森賀議員のご意見等を踏まえ、子どもたちにとって効果的な交流の在り方や、ICTを活用した事業交流など、現段階で取り組めることやできないか、今後、検討してまいりたいと存じます。教育委員会といたしましては、今後も地域や学校の実情に即した最適な形を模索しながら大空町の子どもたちにとって、より良い学習環境となるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、再質問に対するご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からも、森賀議員からの質問の中で、2点目で学校の施設に関してご質問頂きましたので、この点に関しまして、私からもご答弁申し上げたいと思います。

学校施設の整備につきましては、児童生徒の推移、財政見通し、施設の老朽化の状況等を総合的に勘案いたしまして、地域や保護者のご意見等を踏まえつつ、慎重に判断をしていく必要があるのではないかと考えているところであります。先ほど教育長からの答弁にもありましたように、すでに大規模改修工事等も実施してまいりましたので、当面の間は、既存の施設を有効活用しながら、教育内容の充実に重点を置いて進めてまいりますので、建て替え、新築についての予定については、現在持っているところではございません。なお、将来、校舎の老朽化が進み、そのようなことを検討する時期を迎えた際には、議会にもご相談、ご協議をさせていただきたいと考えております。今後も将来を見据えつつ、持続可能な行財政運営のもとで、最適な教育環境の確保にこれからも努めてまいりますので、ご理解くださいますよう私からもお願い申し上げたいと思います。

◇議 長 4番、森賀祐司委員。

◇森賀議員 はい、4番。財政状況が大変厳しいのは理解しております。でも、これからの子どもたちのため、教育環境の充実をお願いして私の質問を終わらせていただきます。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 私は教職員時代、学校の閉校の準備、義務教育学校の準備、校舎移転などの経験をしてきましたが、その都度、保護者や地域住民の思いに触れてきました。また、学校は地域社会の象徴であるため、教育体制の在り方については、保護者や地域住民とともに考えてまいりたいと思いますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今後でもありますね、行政部局もしっかり教育部局と連携をとりながら、子どもたちの教育の充実に努めてまいりたいと思いますので、今後とも様々な場面でご指導よろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて森賀祐司議員の一般質問を終了します。

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

(散会 午前11時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 20 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 松 岡 克 美

署 名 議 員 齋 藤 宏 司

令和 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 開 会 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 閉 会 令和 8 年 3 月 1 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
まちづくり推進室長		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
まちづくり推進室参事		
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和8年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和8年3月5日（木） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 同意第1号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第7 議案第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 議案第3号 大空町企業版ふるさと納税基金条例制定について
- 日程第9 議案第4号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第5号 大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第6号 令和7年度大空町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第12 議案第7号 令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第8号 令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第9号 令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第10号 令和7年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第11号 令和7年度大空町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第12号 令和7年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第13号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第19 議案第14号 大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第15号 大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第16号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第17号 大空町社会教育センター条例制定について
- 日程第23 議案第18号 大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第24 議案第19号 令和8年度大空町一般会計予算

日程第25	議案第20号	令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
日程第26	議案第21号	令和8年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第22号	令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第28	議案第23号	令和8年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第29	議案第24号	令和8年度大空町簡易水道事業会計予算
日程第30	議案第25号	令和8年度大空町下水道事業会計予算
日程第31	議案第26号	令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	村山修
会計管理者	井上透	福祉課参事	福田由佳
総務課長	篁充清	産業課長	林敏美
総務課参事	笠井進一	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	五十嵐仁	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	佐藤允泰	総務課主幹	坂本明広
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	歌丸庸介
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和8年3月5日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから令和 8 年第 1 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 1 番、大泉知功議員及び 2 番、川村淳議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 諮問第 1 号

◇議 長 日程第 2、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 1 ページです。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、河崎琢哉が令和 8 年 6 月 30 日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので、議会の意見を求める。令和 8 年 3 月 4 日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

河崎氏は、平成 23 年 7 月から 5 期 15 年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、誠意を持った積極的な活動に取り組まれています。地域の実情に通じ温厚な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断しましたことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく、議会の意見を求めるものでございます。本人の履歴につきましては、参考資料の 1 ページ、2 ページに記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 04 分)

(再開 午前 10 時 05 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任としたいと思います。ご異議ありませんか。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前 10 時 06 分)

(再開 午前 10 時 14 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどお配りしましたお手元の資料に誤りがありまして差し替えをさせていただきました。新しく差しかえました資料に基づき、審議を進めたいと思います。
本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第 3 諮問第 2 号

◇議 長 日程第 3、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 3 ページです。諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、坂巻重子が令和８年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので、議会の意見を求める。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

坂巻氏は、令和２年７月から２期６年間、人権擁護委員として人権啓発及び相談活動に従事され、積極的に取り組まれています。地域住民からの信頼も厚く実直な人柄であり、人権擁護委員に適任であると判断いたしましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。本人の履歴につきましては、参考資料の３ページに記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午前１０時１７分）

（再開 午前１０時１８分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第２号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第４ 諮問第３号

◇議 長 日程第４、諮問第３号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の５ページです。諮問第３号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員、鎌田宏惇が令和８年６月３０日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので、議会の意見を求める。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

岸田氏は、平成26年4月から大空町赤十字奉仕団の副会長としてボランティア活動に誠実に取り組まれ、また、令和7年4月からは大空町自治会女性部連絡協議会の副会長として地域活動にご尽力されるなど、広く地域の実情に通じ人格的にも適任であると判断しましたことから、同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。本人の履歴につきましては、参考資料の5ページに記載のとおりでございます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時21分)

(再開 午前10時22分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第5 同意第1号

◇議 長 日程第5、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の7ページでございます。同意第1号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、矢浪亜由美が令和8年6月11日をもって任期が満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

矢浪氏は、平成30年6月12日から大空町教育委員会委員として、本町の教育に携わってこられました。教育に関する識権が高く、また、子育て世代の1人として教育行政の運営にご尽力を頂いており、引き続き教育委員会委員に適任であると判断し、同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。矢浪亜由美氏の履歴につきましては、参考資料の7ページに記載しておりますのでご覧頂きたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第1号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第6 同意第2号

◇議 長 日程第6、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の9ページです。同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

オホーツク町村公平委員会委員、五島巧が令和8年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

記、住所、氏名、生年月日は記載のとおりでございます。

舟木氏は、人格高潔で識見高く公平公正であり、公平委員会委員に適任でありますことから、同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。なお、本人の履歴につきましては、参考資料の9ページに掲載してございますのでご覧頂きたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第2号

◇議 長 日程第7、議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山本建設課参事。

◇建設課参事 議案書11ページになります。議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

町有車両に起因して発生した交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

記、1、和解内容、別紙のとおり。

2、損害賠償の額163万8,802円。

3、和解の相手方、記載のとおりです。

13ページをお開きください。和解内容。1、事故の原因。

(1) 事故発生日時、令和7年12月27日午前8時10分頃。

(2) 事故車両、北見030さ2612除雪ドーザーです。

(3) 事故発生場所、網走郡大空町東藻琴344番地の23。

(4) 事故車両の運転者、記載のとおりです。大空町との関係、会計年度任用職員。

(5) 事故の相手方、記載のとおりです。

(6) 事故の概要、町道及び公共施設の除雪作業中後退した際に後方確認を怠ったため、中央自治会館駐車場に駐車してあった車両に除雪ドーザー後部が事故の相手方車両に接触し損害を与えた。

2、和解の条件。(1) 事故の第1当事者(甲)、大空町長、松川一正。

(2) 事故の第2当事者(乙)、記載のとおりです。

(3) 過失割合、甲100%、乙0%。

(4) 損害賠償の額、163万8,802円。

(5) 支払期限、甲は、乙に対して、本件物損事故による損害賠償額として、金163万8,802円を令和8年5月19日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て。承諾書の締結後は、甲乙間において今後本件に関して異議申立てをしないことを誓約する。

今回の事故は、ちあふる前の町道及び駐車場の除雪作業中に発生したものです。十分な後方確認が行われていなかったために発生したものです。このことから除雪作業に対し、改めて安全確認をしっかりと行うよう指導したところです。なお、運転手に怪我等はございませんでした。

以上、説明申し上げました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第2号、和解及び損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

◇議 長 日程第8、議案第3号、大空町企業版ふるさと納税基金条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。稲川まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 議案書15ページをご覧ください。議案第3号、大空町企業版ふるさと納税基金条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

17ページは制定文でございます。初めに条例制定の趣旨について説明いたします。

企業版ふるさと納税の受皿として、新たに大空町企業版ふるさと納税基金を創設することで、企業版ふるさと納税による寄附金の有効活用と円滑な制度運営を図るため、基金条例制定を提案するものです。企業版ふるさと納税は、地方再生法に基づき大空町まちひとしごと創生推進計画を策定し認定された事業に充当することができます。寄附は単年度で活用しなければなりません。基金を設置することで寄附金を積立て、翌年度以降実施する本町のまちひとしごと創生推進計画に基づく事業への充当が可能となります。これまで企

業版ふるさと納税として大空町にご寄附頂いた寄附金につきましては、その年度内において対象事業に充当しておりましたが、計画的な事業実施を目的とした寄附に柔軟に対応するため基金を創設いたします。

続きまして、条例の内容についてご説明いたします。条例につきましては、第1条から第7条まで構成されております。第1条では、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置する旨を。第2条では、予算に基づき積み立てること。第3条においては基金の管理について。第4条においては運用益金の処理について。第5条では、繰替運用について。第6条では、基金の処分について。第7条では、管理に必要な事項は町長が別に定める旨をそれぞれ規定いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由を説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、大空町企業版ふるさと納税基金条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、大空町企業版ふるさと納税基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

◇議 長 日程第9、議案第4号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書19ページです。議案第4号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

今回の改正につきましては、国の法律でございます中小企業等経営強化法

により新規に取得した太陽光パネル等の設備投資について、中小企業が市区町村の認定を受けた場合、３年間固定資産税が減免になることから本条例の助成内容と重複しております。このことから、新エネルギー電力供給施設につきまして対象から除外することとします。また、助成対象事業者の指定時限が平成３８年３月３１日で期限が終了することから、総合計画の計画期間に合わせて助成対象事業者指定の時限を令和１８年３月３１日まで１０年間延長するものでございます。

２１ページから２５ページは改正文となっております。

提案理由及び改正内容の説明につきましては、大空町議会定例会参考資料１１ページから１６ページまでの新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料の１１ページをご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後の条例でございます。条例第２条、定義。下線のク、新エネルギー電力供給施設、太陽光、風力、雪氷、その他の化石燃料を熱源とする熱以外のエネルギーであって、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行例第１条各号に掲げるものを活用して電気を供給する施設をいう。を削除し、ケ以降を繰上げます。条例第３条第３項、改正前下線、平成３８年３月３１日を、改正後下線、令和１８年３月３１日に改めます。

１２ページからの別表第４条関係、助成措置基準表でございます。種別。固定資産税を基準とする助成の区分。８号。対象施設の項中、新エネルギー電力供給施設を削除し、９号以降を繰上げ、対象要件の欄中、中段やや下、（第８号の対象施設にあつては１人以上）を削除し、新設のための投資額が３，０００万円以上又は増設のための投資額が１，５００万円以上の場合であつて、かつ、新設のときに雇用増が３人以上又は増設のときに雇用増が１人以上ある場合に改めます。

１４ページ中段やや下、雇用増を基準とする助成の区分。１２号を１１号に。対象施設１号から１１号までの対象施設を１号から１０号までの対象施設に。対象要件の欄中、１号から１１号の対象要件をそれぞれ満たしている場合を１号から１０号の対象要件をそれぞれ満たしている場合に改めます。

１５ページです。事業所の賃借料を基準とする助成の区分。１３号を１２号に。対象施設１号から１１号までの対象施設を１号から１０号までの対象施設に。対象要件の欄中、（８号の対象施設にあつては１人以上）を削除し、新設のときに雇用増が３人以上又は増設のときに雇用増が１人以上ある場合に改めます。その下でございます。環境対策に係る投資額を基準とする助成の区分。１４号を１３号に。対象施設１号から１１号までの対象施設を１号から１０号までの対象施設に改めます。

１６ページです。工場であつて、物の製造、加工又は修理を行うことに用いる機械の賃借料に対する助成の区分。１５号を１４号に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第4号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第4号、大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

- ◇議 長 日程第10、議案第5号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。秋葉選挙管理委員会事務局長。

- ◇選挙管理委員会事務局長 議案書27ページをご覧ください。議案第5号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

議案書29ページは、改正文でございます。改正内容につきましては、大空町議会定例会参考資料で説明いたしますので、参考資料17ページ、改正条例の新旧対照表をご覧ください。

今回の改正につきましては、公職選挙法施行例の一部を改正する政令、選挙公営を受けての改正となります。新旧対照表の大空町議会及び大空町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の第8条中、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には7円73銭）をそれぞれ8円38銭に改めるものであります。

附則といたしまして、施行期日。1、この条例は公布の日から施行する。適用区分に、この条例による改正後の大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、大空町議会議員及び大空町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

◇議 長 日程第11、議案第6号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書31ページでございます。議案第6号、令和7年度大空町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度大空町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,326万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億759万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加、廃止及び変更は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加、廃止及び変更は、第4表、地方債補正による。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

33ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。1款、町税に255万5,000円を追加、2款、地方譲与税に

945万7,000円を追加。3款、利子割交付金に108万1,000円を追加。6款、法人事業税交付金から184万1,000円を減額。7款、地方消費税交付金に1,670万8,000円を追加。8款、ゴルフ場利用税交付金から51万円を減額。9款、環境性能割交付金から335万円を減額。11款、地方交付税に1億2,629万4,000円を追加。13款、分担金及び負担金から1,691万4,000円を減額。14款、使用料及び手数料から431万8,000円を減額。15款、国庫支出金から1億823万円を減額。34ページをご覧ください。16款、道支出金に6,502万3,000円を追加。17款、財産収入に377万7,000円を追加。18款、寄附金から4,200万1,000円を減額。19款、繰入金から2億6,007万7,000円を減額。21款、諸収入から1,982万3,000円を減額。22款、町債から3,110万円を減額。歳入合計は2億6,326万9,000円を減額し、98億759万9,000円とするものです。

35ページをご覧ください。歳出です。1款、議会費から39万3,000円を減額。2款、総務費から6,111万9,000円を減額。3款、民生費に237万1,000円を追加。4款、衛生費から6,941万9,000円を減額。6款、農林水産業費に5,959万5,000円を追加。7款、商工費に362万円を追加。8款、土木費から4,579万4,000円を減額。36ページをご覧ください。9款、消防費から1,429万6,000円を減額。10款、教育費から1億53万3,000円を減額。11款、公債費から799万1,000円を減額。12款、職員給与費から2,931万円を減額。歳出合計は2億6,326万9,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

37ページをご覧ください。第2表、繰越明許費です。2款3項、戸籍住民基本台帳管理事業118万円は、住民記録、戸籍情報などに係る旧氏ふりがなの法制化に対応するシステム改修について、ソフトウェアの開発などに時間を要し、年度内に業務が完了しないものです。6款1項、産地生産基盤パワーアップ事業9,045万4,000円は、農業団体の構成の機械リース導入などについて支援するものですが、リースする農業機械の製造に時間を要し、年度内に完了できないものです。

38ページをご覧ください。第3表、債務負担行為補正。1、追加です。2、廃止と関連がありますので、あわせて説明いたします。追加の農業振興資金利子補給金につきましては、すでに過年度議決をいただいているもので、償還期間及び限度額に変更が生じましたが、過年度議決により現時点では補正できないことから廃止とし、改めて期間と限度額を追加設定するものです。3、廃止につきましては、農業担い手応援資金利子補給金の利用申請がなかったことによるもので、廃止するものです。4、変更です。職員業務用端末整備事業は、事業費の確定により補正後の限度額を861万7,000円に変更するものです。農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴い補正後の期間、令和13年度までに限度額を19万6,000円に変更するものです。東藻琴北地区水利施設等保全高度化事業は、事業内容の確定により補正後の限度額3億7,383万円に変更するものです。東幹線本郷地区水利施設等保全高度化事業は、事業内容の確定により補正後の限度額を8,868万4,000円に変

更するものです。令和7年度入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定により補正後の限度額を32万6,000円に、金利変動による増額分を加算した額に変更するものです。教育用端末機器整備事業につきましては、女満別小学校から次ページの大空高等学校までの各学校の校務用として整備した教育用パソコンなど、事業費の確定によりそれぞれ限度額を変更するものです。

40ページをご覧ください。第4表、地方債補正。1、追加です。合併処理浄化槽設置整備事業債は、合併処理浄化槽設置などの助成事業について、地方債を借り入れるため限度額440万円を追加するものです。次に2、廃止です。DX推進事業債は、国の補助金の交付決定を受けて事業を実施しておりますが、補助事業につきましては交付税措置がないことから全体的な財源などを考慮し、借入れを取りやめるものです。女満別小学校整備事業債は、校舎と体育館の照明をLED化するための財源とするものですが、国の補助金の割当てがなかったことから、実施を翌年度へ見送ったことに伴い廃止するものです。3、変更です。総合支所整備事業債から、次ページの1番下、スキー場整備事業債までの19事業につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴い限度額を変更するものです。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、今回の補正につきましては、年度末に向けた実行予算を実施したものでございます。入札、事業費の確定、利用者の増減、経常経費の過不足など執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

歳出から説明いたしますので68ページ、69ページをご覧ください。

69ページ、説明欄1番下の丸です。2款1項7目、ふるさと応援寄附金事業の7節、寄附者報償費から71ページの13節、ふるさと納税管理システム使用料までの合計2,516万6,000円の減額は、当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。

71ページをご覧ください。上から2つ目の丸、地域公共交通対策事業の18節、鉄道維持対策補助金に36万8,000円の追加は、JRの利用促進の運賃助成について、不足が生じる見込みのため追加するものです。

73ページをご覧ください。上から2つ目の丸、24節、企業版ふるさと納税基金積立金1,005万円は、今年度、企業版ふるさと納税として納付頂いた寄附金につきまして、来年度以降の事業へ充当するために基金へ積立てするものです。

76、77ページをご覧ください。3項1目、戸籍住民基本台帳管理事業の12節、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料118万円は、住民記録、戸籍情報などに係る旧氏ふりがなの法制化に対応するシステム改修を行うものです。

78、79ページをご覧ください。下から3つ目の丸、3款1項1目27節、国民健康保険事業特別会計繰出金に117万5,000円の追加は、主に基盤安定制度負担金の確定によるものです。

80、81ページをご覧ください。下から3つ目の丸、3目の障害者福祉施設運営事業の12節、指定管理委託料に343万8,000円の追加は、障害者福祉施設ちあふるにおいて空室があり、その減収分を補填するものです。そ

の下丸、障害者総合支援事業の19節、障害者介護・訓練等給付費に2,668万8,000円、その下の障害者自立支援医療給付費に563万9,000円の追加は、重度の対象者が増えており、給付費に不足が見込まれることから追加するものです。

82、83ページをご覧ください。上から2つ目の丸、2項1目、子ども子育て支援事業の18節、認定こども園施設型給付費に1,245万5,000円の追加は、人事院勧告に伴う公定価格の増額改定によるものです。

84、85ページをご覧ください。1番上の丸、4款1項2目、各種疾病予防対策事業の18節、インフルエンザ予防接種助成金に60万円の追加は、インフルエンザの流行時期が例年より早く予防接種者が増えているため追加するものです。

86、87ページをご覧ください。上から2つ目の丸、6目、東藻琴診療所管理運営費の12節、指定管理委託料306万円の追加は、指定管理委託料の基準額積算時と比べて、新型コロナウイルスワクチンの接種者が減っていることから、その収入減額分を追加するものです。その下の丸、7目、後期高齢者保健事業の12節、後期高齢者健康診査委託料に34万5,000円の追加は、健康診査の受診率が上がっており不足が見込まれることから追加するものです。

91ページをご覧ください。下から2つ目の丸、6款1項3目、産地生産基盤パワーアップ事業補助金に9,045万4,000円の追加は、収益力を強化するために、高性能機械のリース導入やジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の増加などに取り組む農業者等を支援するものです。

92、93ページをご覧ください。上から4つ目の丸、5目、農地一般事務費の18節、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業負担金6万3,000円は、網走市、美幌町に農地を所有する事業実施者の負担金を追加するものです。その下の丸、女満別東部高台2地区水利施設等保全高度化事業負担金に425万円の追加は、区画整理の面積が増えたことと排水路整備の現場条件が悪く、水替工や仮設工の追加が必要になったことによるものです。

95ページをご覧ください。1番上の丸、女満別湖南昭和第2地区、水利施設等保全高度化事業負担金に13万円の追加は、調査費用が増えたことから追加するものです。その下の丸、国営網走川豊住地区かんがい排水事業基金積立金に2,006万円の追加は、国営事業完了時の支出に備えて積立てするものです。同じページの1番下の丸です。2項1目、豊かな森づくり推進事業補助金に152万1,000円の追加は、森林所有者の植林を支援するものです。が、北海道の補助額に余裕があり追加の要望取りまとめを行ったことにより追加するものです。

96、97ページをご覧ください。2目、公有林管理育成事業の12節、町有林整備委託料から1,921万4,000円の減は、当初委託料で予定していた町有林の伐採について、歳入予算の立木売払いで対応したことによるものです。上から4つ目の丸、7款1項1目、中小企業振興資金利子補給金に50万円の追加は、融資を受ける利用者が増えており不足が見込まれることから追加するものです。

99ページをご覧ください。1番上の丸、東藻琴芝桜公園管理運営費の12

節、指定管理委託料に５７０万円の追加は、芝桜まつり期間中、土日の悪天候などにより入場者数が低迷し、入場料収入が大きく減少したことから追加するものです。

ページが飛びまして、１１２、１１３ページをご覧ください。１番上の丸、１０款４項２目１７節の事務用備品７６万７，０００円と電子機器１８万円の追加は、公設塾の開設場所の変更に伴い必要となる備品類を購入するために追加するものです。歳出は以上でございます。

続いて歳入の説明をしますので、４８、４９ページをご覧ください。

上段の１１款１項１目１節、普通交付税に１億２，６２９万４，０００円の追加は、地方の経済対策事業が円滑に実施できるよう臨時経済対策費が追加されたほか、給与改定費、臨時財政対策債償還基金費が創設されたことによりまして、普通交付税の再算定が行われたことによるものです。やや下に行きまして１３款２項１目１節、ごみ焼却施設維持管理費負担金から５１４万６，０００円の減額は、他の自治体からの可燃ごみ受入れ量が当初の見込みを下回ったことによるものです。

５０、５１ページをご覧ください。中段の１５款１項２目４節、施設型給付費に６７９万円の追加は、歳出で説明しました認定こども園の人事院勧告に伴う公定価格の改定により追加となる国からの交付金です。２行下の２項１目１節、社会保障税番号制度システム整備費補助金に７８万３，０００円の追加は、歳出で説明しました住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係る国からの補助金です。

５２、５３ページをご覧ください。中段の５項１目１節、地方創生支援事業費補助金に９４万７，０００円の追加は歳出で説明しました公設塾の移設に伴う備品類購入に係る国からの補助金です。その下の６項１目１節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に２，６１３万６，０００円の追加は、国の物価高騰対策に係る交付金で生活者支援として認定こども園や小中学校の給食費の補助やプレミアム商品券など既存の予算に充当したものです。下から２行目、１６款１項１目４節、施設型給付費に１５６万４，０００円の追加は、認定こども園の人事院勧告に伴う公定価格の改定により追加となる北海道からの交付金です。

５４、５５ページをご覧ください。中段の２項４目１節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金に９，０４５万４，０００円の追加は、歳出で説明しました収益力を強化するための高性能機械のリース導入などに係る北海道からの補助金です。中段やや下の３節、豊かな森づくり推進事業補助金に９３万５，０００円の追加は、歳出で説明しました森林所有者の植林に係る北海道からの補助金です。

５６、５７ページをご覧ください。下段の１７款２項１目１節、立木売払い代に４７６万円の追加と２行下の２目１節、素材売払代から４５３万円の減額は、歳出で説明しました町有林の伐採について当初委託料で予定していた伐採を立木売払いで対応したことによるものです。３節、土地売払収入に１５７万円の追加は、町有地売払い要望のありました東藻琴地域の４件分を追加するものです。２目１節、不用物品売払代３５８万３，０００円は、塵芥収集車が７７万円、除雪トラックが１６１万６，０００円、スクールバスが４３万

4, 000円、一般公用車3台が66万8, 000円、また、各学校の不用物品売払代で3万7, 000円、旧東藻琴高校寄宿舎の不用物品で5万8, 000円、それぞれ現計予算との差額を計上しております。その下の18款1項1目1節、一般寄附金から5, 340万円の減額は、寄附件数の減などによりまして当初の見込みより寄附額が減少していることによるものです。

58、59ページをご覧ください。1番上の企業版ふるさと納税1, 139万9, 000円は、4件の企業からの寄附によるものです。

60ページから63ページの22款、町債につきましては、第4表、地方債補正で説明したとおりですので、省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 日程第11、議案第6号の審議中ですが、ここで10分間の休憩をとります。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時21分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第11、議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

9番、上地史隆議員。

◇上地議員 1点ちょっと確認したいと思うのですが、71ページの中段になるのですが地域公共交通対策事業の中で36万8, 000円、鉄路維持対策補助金ということで、これは利用する方が増えて不足が出ないように補助を増額したということで、それについては理解するんですが、詳細等についてどのような経緯で増加したのか、それらも含めて説明をいただければと思います。

◇議 長 稲川まちづくり推進室参事。

◇まちづくり推進室参事 ただいま上地議員からのご質問にお答えしたいと思います。

鉄路維持対策交付金ということで、JR北海道のですね特急の利用者に対する助成ということで、今現在は特急オホーツク1便なんですけれども、こちらに対して助成を行っているところでございます。毎月の利用状況などは把握しておってですね、様々な用途でご利用いただいております。今後、今回は残りの部分、今後の想定としましてですね、やはり冬の観光時期ですとかいろんな用途でありますので詳細な分析はちょっとできてはおりませんけれども、例年、過去の利用実績などを考慮して今年度も相当見込みとして、今回補正予算額の提案という形で必要額を計上しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 石北線の関係で利用促進ということで、これまで補助してきた経緯も分かっております。しっかりとですね、今後も不足が出ないようにですね、対応していただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

◇議 長 ほか、質疑はありませんか。
7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 7 款 1 項 1 目 1 8 節の中小企業振興資金利子補給金 5 0 万について質問させていただきます。

中小企業の方々もコロナ禍を経まして、ロシア軍によるウクライナ侵攻、また円安等の環境のもとで、なかなか現在、物価高騰対策等で苦勞されているところではございますけれども、この利子補給金 5 0 万ってことはなかなか投資なのかなと思います。この内容について、お答えできる範囲内でこういった資金の使い方があって投資されているのか、そこら辺お聞きしたいと思います。

◇議 長 林産業課長。

◇産業課長 中小企業振興資金利子補給金に関するご質問でございますけれども、この給付金に関しましては、中小企業の運転資金とそれから設備投資に係る借入れの利子などを支援するものでございまして、今回の補正につきましては新規の借入れに係る分が想定より多かったということで補正をさせていただくものでございますけれども、その内容としましては運転資金につきましては全体で 3 5 件を予定しておりまして、さらに設備投資につきましても 2 5 件の助成を予定しているところでございます。なお運転資金 3 5 件のうち新規の部分は 1 1 件、さらに設備投資の部分につきましては 2 5 件のうち 4 件を見込んでいるところでございます。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 振興資金ですので保証協会等を経ていくとは思いますが、それが通っていくことは、積極的投資前向きな投資だと思いますので、ぜひ今後ともこの関係、よろしく願いいたします。
以上で質問を終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 8 6、8 7 ページでございます。8 7 ページの清掃費、塵芥処理費

の中で、ごみ委託料の関係で一般廃棄物の焼却処理施設の関係でごみ焼却施設のダイオキシンの検査業務委託料が減額ということになってございます。うちの施設大変古くなってきて、維持管理で大変ではないかなというふうには思っているところでございます。ダイオキシンの検査業務委託料を減額しても、きちんと検査をされて確認をしているというふうに思いますが、状況等につきまして減額しても大丈夫だったのかどうかということも含めてちょっとご説明いただければと思います。

よろしくお願いします。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

結論から申し上げますと、ダイオキシンについては問題はないというふうに思っております。ただ細かい数値につきましては、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、ご報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 資料が出るということでございます。よろしくお願いいたしますんですが、減額しても大丈夫だったのかどうか、そこらへんについていかがだったのでしょうか。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 減額しても大丈夫かということですが、入札の執行残によるものですので、問題なく業務が遂行されていると思います。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 恐れ入ります 87 ページ、後期高齢者の健康診査委託料で 34 万 5,000 円の増ということで、今、気にされてるんですけども、内容についてちょっと教えていただきたいのと、それから要はいわゆる医療関係の部分で診察を受けた健診というか、血液検査等のみなし健診で、この委託料の中に入ってるのかどうか。

それちょっとご説明をお願いいたします。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 ただいま岩原議員からご質問のありました後期高齢者健診の委託料についてお答えを申し上げます。

まず、この検診の実績につきまして、令和 6 年度 185 件に対しまして、令

和7年度見込みでは224件ということで、実績が増えたことによる今回追加というものでございます。みなし健診についても含まれる集団健診と個別の病院等での健診も入っているというような内容でございます。

以上でございます。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和7年度大空町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、令和7年度大空町一般会計補正予算(第10号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

◇議 長 日程第12、議案第7号、令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書139ページでございます。議案第7号、令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)。

令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,087万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

議案書141ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。1款、国民健康保険税から184万8,000円を減額。2款、道支出金に973万5,000円を追加。4款、繰入金から89万8,000円を減額。6款、諸収入に17万円を追加し、歳入合計は715万9,000

円を追加し、１０億２，０８７万３，０００円とするものです。

１４２ページをご覧ください。歳出です。１款、総務費から１４７万４，０００円を減額。２款、保険給付費に８８９万９，０００円を追加。３款、保健事業費から１７９万円を減額。４款、財政調整基金費に１５２万４，０００円を追加。５款、国民健康保険事業費納付金、６款、諸支出金は、財源の振替のみで補正額はございません。歳出合計は７１５万９，０００円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので、１４８、１４９ページをご覧ください。年度末に向けた執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

１４９ページ中段でございます。２款１項１目１８節、療養給付費に８９８万９，０００円の追加は、２月までの支出実績が執行率８３％であり、残り２か月分の支出について突発的な高額診療等が発生した場合、現行予算に不足が生じるおそれがあるため追加をさせていただくものです。

４款１項１目２４節、国民健康保険基金積立金に１５２万４，０００円の追加は、補正予算の財源調整によるものです。

続きまして、歳入の説明をします。１４６、１４７ページをご覧ください。１款１項１目１節、国民健康保険税医療給付費現年課税分から１７４万７，０００円の減額、同じく２節、介護納付金現年課税分に６７万５，０００円の追加、３節、後期高齢者支援金現年課税分から８９万５，０００円の減額は、保険税本算定によりそれぞれ追加、減額をするものです。続いて５節、介護納付金滞納繰越し分に６万３，０００円の追加、６節、後期高齢者支援金滞納繰越し分に５万６，０００円の追加は、保険税滞納繰越し分の収入見込みにより追加をするものです。

２款２項１目１節、保険給付費等交付金普通交付金に９７３万５，０００円の追加は、歳出の保険給付費の増に加え、令和６年度普通交付金の精算によって追加交付を受けるものです。

４款１項１目１節、一般会計繰入金に１１７万５，０００円の追加は、主に保険税軽減額の公費補填である基盤安定制度分の増によるものです。

６款３項２目１節、返納金に２４万１，０００円の追加は、国保の資格喪失後、国保で医療機関を受診した際の保険者負担分の返納金ですが、実績に伴う追加となります。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和7年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

◇議 長 日程第13、議案第8号、令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書153ページでございます。議案第8号、令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,508万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

議案書155ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。1款、後期高齢者医療保険料に1,032万4,000円を追加。2款、繰入金から242万4,000円を減額。4款、諸収入に4,000円を追加。5款、国庫支出金から19万8,000円を減額し、歳入合計は770万6,000円を追加し、1億5,508万8,000円とするものです。

156ページをご覧ください。歳出です。1款、総務費から35万1,000円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合納付金に805万7,000円を追加し、歳出合計は770万6,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明しますので162、163ページをご覧ください。年度末の執行残による補正は説明を省略させていただきますのでご了承願います。

2款1項1目18節、後期高齢者医療広域連合納付金に805万7,000円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の賦課確定により保険料納付金分を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので160、161ページをご覧ください。
1款1項2目1節、後期高齢者医療保険料現年度分1,032万4,000円の追加は、保険料本算定により増額をするものです。

2款1項1目1節、事務費繰入金から114万8,000円の減額は、歳出における一般事務費のほか、広域連合へ支払う事務費負担金の減によるものです。同じく2目、保険基盤安定繰入金から127万6,000円の減額は、保険料軽減額の公費補填基盤安定制度分の確定によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第8号、令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、令和7年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

◇議 長 日程第14、議案第9号、令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書165ページをご覧ください。議案第9号、令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)。

令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,337万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

167ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。1款、保険料に136万2,000円を追加。2款、使用料及び手数料に5万3,000円を追加。3款、国庫支出金から272万8,000円を減額。4款、支払基金交付金から371万8,000円を減額。5款、道支出金に432万6,000円を追加。6款、財産収入に1万7,000円を追加。7款、繰入金から36万9,000円を減額。9款、諸収入に3万3,000円を追加。歳入合計は102万4,000円減額し、7億2,337万8,000円とするものです。

168ページをご覧ください。歳出です。1款、総務費から23万4,000円を減額。2款、保険給付費から49万7,000円を減額。3款、地域支援事業費から30万1,000円を減額。4款、基金積立金に8,000円を追加。歳出合計は102万4,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出からご説明しますので、176、177ページをご覧ください。なお、年度末に向けての実行予算において執行残見込み等により整理した細かな事項につきましては、説明を省略させていただきます。

歳出です。1款3項2目、認定調査等費の主治医意見書作成手数料15万円の減額は、要介護認定件数が当初見込みを下回っているため減額するものです。

2款2項1目、介護予防サービス給付費等諸費222万円の追加。5項1目、高額医療合算サービス給付費89万4,000円の減額。178、179ページにまいりまして、6項1目、特定入所者サービス給付費182万8,000円の減額については、それぞれサービス利用の推移から給付費見込みを計上したものです。

3款2項2目、包括的支援住宅生活援助員派遣事業26万5,000円の減額は、シルバーハウジング生活支援ハウス運営事業に関する委託料の入札減による執行残を減額するものです。説明欄で二つ下の白丸、介護家族等支援事業、除雪サービス事業助成金10万円の追加につきましては、対象者の増加による事業費が予算額を上回る見込みであるために追加するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので172、173ページをご覧ください。1款1項1目、介護保険料現年課料分の128万円の追加につきましては、本年度分の介護保険料の見込みにより計上するものです。

3款、国庫支出金から272万8,000円の減額。4款、支払基金交付金から371万8,000円の減額。5款、道支出金に432万6,000円の追加につきましては、各給付費、事業費に対する負担金、交付金等の歳入見込みによる減額及び追加となります。

7款1項1目、介護給付費繰入金から178万8,000円の減額は、歳入の介護給付費に対する町の負担割合に応じて算出した額により減額をするものです。

2項1目、介護保険基金繰入金に160万7,000円の追加は、財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第9号、令和7年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。議案第9号、大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

◇議 長 日程第15、議案第10号、令和7年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書183ページでございます。議案第10号、令和7年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第3号)。

総則。第1条、令和7年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、令和7年度大空町簡易水道事業会計、第2条に定めた(4)主要な建設改良事業の水道施設建設工事5,100万円を4,647万5,000円に改め、水道管路整備工事5,700万円を5,164万5,000円に改める。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、簡易水道事業収益2億3,277万8,000円に4,438万2,000円増額し、2億7,716万円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第1款、簡易水道事業費用2億5,916万円から90万8,000円減額し、2億5,825万2,000円とする。内訳は記載のとおりです。

184、185ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,593万5,000円は公営企業会計適用債150万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,247万2,000円、当年度損益勘定留保資金4,552万7,000円、繰越利益剰余金処分数額643万6,000円で補てんするものとする。

収入。第1款、資本的収入3億3,218万6,000円から8,368万7,000円減額し、2億4,849万9,000円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第1款、資本的支出3億3,218万6,000円から1,775万2,000円減額し、3億1,443万4,000円とする。内訳は記載のとおりです。

企業債。第5条、予算第5条に定めた起債の限度額9,940万円を9,710万円に改め、320万円を280万円に改め、9,720万円を9,540万円に改める。第6条、予算第9条の次に次の1条を加える。

利益剰余金の処分。第10条、繰越利益剰余金のうち643万6,000円は、次のとおり処分するものとする。(1)第4条、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして643万6,000円。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

190、191ページをお開きください。簡易水道事業会計補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明させていただきます。

収益的収入。1款1項1目、給水収益の1節、給水収益の145万円の増額は、水道料金の実績によるものです。同款2項2目、長期前受金戻入の1節、長期前受金戻入3,183万3,000円の増額は、元金償還繰入金当年度収益化と固定資産除却分の減価残存価格を計上したものです。同款同項5目、他会計補助金の1節、他会計補助金1,194万7,000円の増額は、損益赤字解消のため資本的収益から収益的収入に移動したものです。

192、193ページをお開きください。収益的支出。

1款1項1目、原水及び浄水費の10節光熱水費100万4,000円の減額。14節、手数料116万3,000円の減額は、実績によるものです。同款同項4目、総係費の13節、委託料110万円の減額は、簡易水道変更認可申請書作成業務委託料の入札及び事業費の確定によるものです。同款同項5目、減価償却費の1節、減価償却費143万9,000円の減額は、令和7年度の固定資産の取得分と除却分が確定したことによるものです。同款同項6目、資産減耗費の1節、固定資産除却費741万5,000円の減額は、固定資産の滅失分と費用化していない固定資産を計上したものです。

194、195ページをお開きください。資本的収入。

1款1項1目、建設改良債の1節、建設改良債450万円の減額は、女満別本町地区、網走市からの原水分岐、町道本郷4号線、2号線、道道嘉多山美幌線、東藻琴地区大進明生配水管浄水場の機器の更新の事業費の確定によるものです。同款2項1目、他会計補助金の1節、他会計補助金7,197万5,000円の減額は、損益赤字解消のため資本的収入から収益的収入に移動し

たものです。同款３項１目、道支出金の１節、道支出金７２１万２，０００円の減額は、町道本郷４号線、２号線の事業費確定によるものです。

１９６、１９７ページをお開きください。資本的支出。

１款１項１目、建設改良費の２０節、材料費、水道設備原材料１００万１，０００円の減額は、新規住宅のメーターボックス等の確定によるものです。２８節、工事請負費、水道施設建設工事４５２万５，０００円の減額は、浄水場等の機器更新の入札及び事業費等の確定によるものです。水道管路整備工事５３５万５，０００円の減額は、町道本郷西４号線、町道上東１５１号線の入札及び事業費の確定によるものです。同款３項１目、有形固定資産購入費の４節、機械及び装置５１６万７，０００円の減額は、更新用メーター器の入札及び実績によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１０号、令和７年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号、令和７年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１１号

◇議 長 日程第１６、議案第１１号、令和７年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書２０１ページでございます。議案第１１号、令和７年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）。

総則。第１条、令和７年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、令和７年度大空町下水道事業会計予算第２条に定め

た(4) 主要な建設改良事業の改築更新工事4,300万円を3,929万7,000円に改める。

収益的収入及び支出の補正。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、下水道事業収益1億9,856万7,000円に9,331万3,000円増額し、2億9,188万円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第1款、下水道事業費用2億7,501万6,000円から664万6,000円減額し、2億6,837万円とする。内訳は記載のとおりです。

202、203ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,726万円は、公営企業会計適用債70万円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額755万4,000円、当年度損益勘定留保資金7,305万円、繰越利益剰余金処分額3,595万6,000円で補てんするものとする。

収入。第1款、資本的収入1億9,801万4,000円から1億2,488万3,000円減額し、7,313万1,000円とする。

支出。第1款、資本的支出1億9,801万4,000円から762万3,000円減額し、1億9,039万1,000円とする。

企業債。第5条、予算第6条に定めた起債の限度額3,340万円を、3,070万円に改める。

他会計からの補助金。第6条、予算第10条に定めた一般会計からこの会計補助を受ける金額1億3,203万5,000円を1億1,234万1,000円に改める。第7条、予算第10条の次に次の1条を加える。利益剰余金の処分。第11条、繰越利益剰余金のうち3,595万6,000円は、次のとおり処分するものとする。(1) 第4条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして3,595万6,000円。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

208、209ページをお開きください。下水道事業会計補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明いたします。

収益的収入。1款1項1目、下水道使用料の1節、下水道使用料341万5,000円の増額は、下水道料金の実績によるものです。同款2項2目、他会計補助金の1節、他会計補助金9,333万4,000円の増額は、一般会計から企業会計に繰り出しを行う場合に、一部は地方交付税で措置されるため、当初予算に計上されていなかった基準外繰入金を計上したものです。同款同項3目、国庫補助金の1節、国庫補助金105万円の減額は、ウォーターPPP導入検討業務委託の事業費の確定によるものです。同款同項4目、長期前受金戻入の1節、長期前受金戻入312万1,000円の増額は、元金償還繰入金、当年度収益化と固定資産除却分の残存価格を計上したものです。同款同項5目、消費税及び地方消費税還付金の1節、消費税及び地方消費税還付金556万9,000円の減額は、消費税の事業見込みによるものです。

210、211ページをお開きください。収益的支出。

1款1項1目、環境費の28節、工事請負費104万5,000円の減額は、

ポンプ場オーバーホール等の入札及び事業費の確定によるものです。同款同項２目ポンプ場費の１０節光熱水費１４２万６，０００円の減額は、実績によるものです。同款同項３目、総係費の１３節、委託料２１０万円の減額は、ウォーターＰＰＰ導入検討業務委託の入札及び事業費の確定によるものです。同款同項４目、減価償却費の１節、減価償却費１４１万４，０００円の減額は、令和７年度固定資産の取得分と償却分が確定したことによるものです。

２１２、２１３ページをお開きください。資本的収入。

１款１項１目、建設改良企業債の１節、建設改良企業債２７０万円の減額は、改築更新工事詳細設計、元町遺跡線マンホールポンプ制御盤工事の事業費の確定によるものです。同款２項１目、他会計補助金の１節、他会計補助金１億１，３０２万８，０００円の減額は、損益赤字解消のため資本的収入から収益的収入に移動したものです。同款３項１目、国庫補助金の１節、国庫補助金９１０万２，０００円の減額は、改築更新工事詳細設計、元町遺跡線マンホールポンプ制御盤工事の事業費の確定によるものです。

２１４、２１５ページをお開きください。資本的支出。

１款１項１目、建設改良費の１３節、委託料２２３万４，０００円の減額は、改築更新工事詳細設計委託の入札及び工事費の確定によるものです。２８節、工事請負費、下水道施設移設設置工事１６５万３，０００円の減額は、町道元町遺跡線公共柵設置等の入札及び事業費の確定によるものです。改築更新工事３７０万３，０００円の減額は、マンホールポンプ制御盤工事の入札及び事業費の確定によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第１１号、令和７年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第１１号、令和７年度大空町下水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第１２号

◇議長 日程第１７、議案第１２号、令和７年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書２１９ページでございます。議案第１２号、令和７年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第２号）。

総則。第１条、令和７年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第２条、令和７年度大空町個別排水処理事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第１款、個別排水処理事業収益２，１３５万５，０００円に１，０６４万円を増額し、３，１９９万５，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

支出。第１款、個別排水処理事業費用３，１０１万２，０００円から１４１万１，０００円減額し、２，９６０万１，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

資本的収入の補正。第３条、予算第４条に定めた資本的収入予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１，０７１万３，０００円は過年度損益勘定留保資金９０万６，０００円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額５４万４，０００円。２２０ページになります。当年度損益勘定留保資金８３１万９，０００円、繰越利益剰余金処分額９４万４，０００円で補てんするものとする。

収入。第１款、資本的収入１，４９１万９，０００円から１，０７１万３，０００円減額し、４２０万６，０００円とする。内訳は記載のとおりです。

他会計からの補助金。第４条、予算第６条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額２，２０２万８，０００円を２，１６９万７，０００円に改める。第５条、予算第６条の次に次の１条を加える。

利益剰余金の処分。第７条、繰越利益剰余金のうち９９万４，０００円を、次のとおり処分するものとする。（１）第４条資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして９４万４，０００円。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

２２６、２２７ページをお開きください。個別排水処理事業補正予算説明書の説明ですが、今回の補正予算は年度末の実行予算です。事業関係及び金額の大きなものをご説明いたします。

収益的収入。１款２項２目、他会計補助金の１節、他会計補助金１，０３８万２，０００円増額は、一般会計から企業会計に繰り出しを行う場合に、一部は地方交付税で措置されるため、当初予算に計上していなかった基準内繰入金を計上したものです。

２３０、２３１ページをお開きください。

１款１項１目、他会計補助金の１節、他会計補助金１，０７１万３，０００円の減額は、損益赤字解消のため、資本的収入から収益的収入に移動したものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第12号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、令和7年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時です。

(休憩 午前12時15分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議案第6号、令和7年度大空町一般会計補正予算(第10号)における鈴木議員からの質問に対する答弁の申出がありましたので、これを許可します。砂金住民課長。

◇住民課長 鈴木議員からの焼却処理施設のダイオキシン類の検査に関する詳細について報告させていただきます。

ダイオキシン類の検査については、焼却炉において排ガス系を年3回の検査。焼却灰系、煤塵系については年1回。そのほか作業場内として粒子状、ガス状をそれぞれ年1回。土壌のダイオキシン類調査ということで旭台、上東地区で2地点、末広地区、計4地点、調査を行っております。調査結果につきましては、焼却炉における基準値につきましては10ナノグラムTEQ/立方メートルに対しまして、排ガス系、8月が0.42、10月が0.33、12月が0.13というふうになっております。焼却灰につきましては0.034、

煤塵系については5.8というふうになっております。作業場内の基準値2.5ピコグラムTEQ／立方メートルに対しまして、粒子状の検査結果0.054、ガス状の検査結果1.3となっております。土壌の基準値1,000ピコグラムTEQ／立方メートルに対し、旭台地区においては0.045、上東の①地点0.0093、末広地区0.0083、上東の②地点0.50ということになっており、全て基準値以下となっております。

以上、説明を終わりたいと思います。

◇議 長 ただいまの説明でよろしいですか。
それでは審議を続けます。

◎日程第18 議案第13号

◇議 長 日程第18、議案第13号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書235ページです。議案第13号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求める。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、地域の自立促進を図るため財政上の優遇措置を活用し、必要な事業を行ってきました。引き続き優遇措置等を活用するためには、現行の計画期間、令和3年度から7年度が終了する今年度内に新たな過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要があり、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする大空町過疎地域持続的発展市町村計画を定め、取り組みを推進してまいります。

内容につきましては、別資料の大空町過疎地域持続的発展市町村計画によりポイントを絞ってご説明申し上げます。1枚めくっていただきまして目次でございますが、本計画につきましては、1、基本的な事項で、大空町の現況や持続的発展のための基本方針、計画期間などを記載し、2、移住定住、地域間交流の促進、人材育成から次ページ、13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目について、現状における問題点を踏まえ、その対策を掲げているところでございます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。1、基本的な事項。

(1)大空町の概況ですが、ア、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要としまして、大空町の地理的な条件や気候、成り立ちや産業、社会基盤などの状況について記載しているところでございます。

2ページをご覧ください。イ、過疎の状況としまして、昭和35年から令和2年までの60年間で人口が半数以下となっている状況や、その要因などを明らかにしております。ウ、社会経済的発展の方向につきましては、担い手の不足による産業の衰退や地域の活力が懸念される中、豊かな農村景観を生か

し、環境に負荷をかけない農業の展開、豊かな自然など、この地域の魅力を最大限に活用した体験滞在型のイベントの開催、空港を生かした活性化策の展開、他の自治体との連携などで経済の波及を促していくことの必要性について記載しております。下段、(2)人口及び産業の推移と動向につきましては、2ページから5ページにかけて人口減少に加え、若年者の比率が減少する一方で、高齢者比率が高まり今後も人口減少傾向が続くことを示しております。

5ページ、6ページをご覧ください。(3)行財政の状況ですが、限られた財源の中、効率的な行財政運営に努め、道路などの社会基盤整備のほか、公共施設の整備など生活環境の向上に努めてきたところでございます。

7ページをお開き願います。(4)地域の持続的発展の基本方針について。方針を定める上で温室効果ガスの排出をゼロにし、地球温暖化を防止するための脱炭素社会、カーボンニュートラルの実現と個人の健康で文化的な生活を確保し、社会の持続的可能性を確保する持続可能な開発目標、SDGsの達成を目指すことを基本方針の根幹として位置づけております。こうした中、12月定例会でお認めをいただきました第3次大空町総合計画にある5つの基本目標に基づき、産業の振興や学びの充実、安心して暮らせる地域づくりなどを実践し、掲げた将来像の実現に取り組んでいくこととしております。

8ページをご覧ください。中段から9ページにかけまして記載しております。(5)地域の持続的発展のための基本目標につきましては、前計画から新たに設定が義務づけられたものでございます。人口及び財政力に関する目標につきましては第3次大空町総合計画と整合させ、人口では、令和17年度で5,300人と設定してございます。

同じく8ページの下段、(6)計画の達成状況の評価に関する事項も、前計画から新たに記載が義務づけられたものでございます。今計画に掲げられている施策は、第3次大空町総合計画に基づき展開していますので、総合計画実施計画の事務事業評価により達成状況を確認してまいります。(7)計画の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年計画としてございます。(8)公共施設等総合管理計画との整合につきましても、前計画から新たに記載が義務づけられたものでございます。公共施設が老朽化していく中、今回新たに策定した第2期大空町公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、人口減少や少子高齢化社会など長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化さらには廃止など、計画的に進めていくこととしてございます。

続きまして、新過疎法に規定された地域の持続的発展のために実施すべき施策についてご説明申し上げます。それぞれの項目ごとの記載内容は、(1)現況と問題点。(2)その対策。(3)事業計画というつくり込みとしておりますが、一部項目につきましては、産業振興促進事項及び公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。まず、2、移住定住、地域間交流の促進、人材育成は、前計画から項目立てされた施策です。令和2年度に移住定住支援室を設置し、令和6年度よりまちづくり推進室として、移住促進、雇用確保などの取り組みを一体的に推進しております。しかしながら、お試し暮らしの利用者は一定数いるものの、移住に結びついていないなどの課題がございます。そのため本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさなどをPRし、

完全移住や2地域居住などにつなげていくこととしております。町の魅力や言語化してブランド化を図る地域ブランディング事業も新たに取り組み、大空町をブランド化し認知度の向上を図るとともに、新たに移住対策と後継者のいない事業者等の事業承継対策を一体的に進める事業や、働きたい時間と働いて欲しい時間をマッチングさせる事業に取り組み、町内の雇用機会の創出及び柔軟な働き方を推進します。いずれの取り組みも関係機関や団体等との連携を深め、行ってみたい、住んでみたいと思う人を増やすまちづくりや関係人口の創出に資する取り組みなどを記載しているところでございます。

10ページをご覧ください。3、産業の振興ですが、農林水産業、商工業、観光に関する記載となっておりますが、特に農業では安心、安全な作物を生産、販売と高付加価値化、自然環境等に配慮した環境保全型農業の確立、ICTを活用したスマート農業の展開、広域穀類乾燥調製貯蔵施設の機能向上を図っていく必要がございます。また、商業は消費購買力が町外に流出し、個人事業主においては高齢化も進み、後継者など担い手不足が進んでいます。高齢化の進行などにより、身近な地域に商店があることの重要性が増しており、大空町での商業、サービス業の振興は不可欠で、中小企業の経営安定や商店街のにぎわいづくり、さらなる消費の拡大が、大空町全体でも大きな課題となっております。観光につきましては、オホーツクの空の玄関口であります女満別空港を擁しておりますが、大半の観光客は町を通過する通過型となっております。自然観光や食の魅力をアピールし、空港があるという優位性や立地特性を生かした観光客の集客、情報発信の充実が課題となっております。

12ページをご覧ください。上段、(4)産業振興促進事項ですが、項目の中で唯一産業の振興のみに記載してございます。産業振興促進区域を大空町全域とし、対象業種は新過疎法第24条に規定されている製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とし、計画期間は本計画と同じとするものでございます。産業振興促進事項を位置づけることで、条例に基づき対象となる業種の設備投資に対し、固定資産税の課税免除を行った場合、国からの財政措置を受けることが可能となります。また、事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。中段、4、地域における情報化ですが、前計画から新たに単独の項目とされた施策です。令和2年度に高度無線環境整備推進事業を実施し、令和3年4月から大空町内の全ての地域で光ブロードバンドが提供開始となりました。オンライン教育やテレワーク、スマート農業などにおいてICTの活用が一層進んでいくものと捉えており、同じくICTを活用して行政サービスの高度化、業務効率化を進めていく必要がございます。

13ページをご覧ください。中段、5、交通施設の整備、交通手段の確保ですが、暮らしや産業を支える道路網の整備や冬季間の除雪対策、公共交通機関の運行確保と利便性の向上を図ることとしております。

14ページをご覧ください。中段、6、生活環境の整備ですが、暮らしに欠かすことのできない水道の安定供給や下水道、ごみ処理の対応、救急災害体制の確立、さらに住環境の整備や廃屋対策など、生活環境に影響を及ぼす課題への対応が必要であり、その対策として水道や一般廃棄物最終処分場などの適正な維持管理や、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に向けた検討、計画的な

公営住宅の整備、消防、救急、防災対策の充実を図っていくこととしております。なお、事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

16 ページ中段です。7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上、増進ですが、前計画から新たに子育て環境の確保が項目に頭出しされたところでございます。少子高齢化に伴い人口減少が進行する中、乳幼児から高齢者までの保健、医療、福祉が一体となった対応が重要です。安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、子育てを地域全体で支援すること。高齢の方や障がいを持った方が地域で支えられながら、安心してかつ生き生きと社会参加できる福祉サービスの充実が課題とされ、事業の実施に際しましては大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

17 ページをご覧ください。8、医療の確保ですが、将来にわたり安心した暮らしを実現するためには、地域医療の安定確保を図る必要がございます。医療体制の充実など必要な支援を行うとともに、医療従事者の確保が課題となっており、計画の表には網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業、東藻琴診療所施設整備事業、女満別中央病院医療環境等充実事業を記載しているところでございます。また、事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

18 ページをご覧ください。9、教育の振興ですが、幼児教育につきましては認定こども園に移行した上で、幼児教育を充実させていくこと。義務教育につきましては、教育内容の変化や安心安全の観点から引き続き教育環境の整備、充実を図る必要がございます。大空高等学校につきましては、魅力ある高校づくりを進めていくとともに、学びの還元や教育施設の利用など住民にも開かれた学校づくりを進める必要があります。社会教育につきましては、その活動に資する集会施設や体育施設等の有効活用や計画的な整備が課題となっております。また、事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

19 ページをご覧ください。中段、10、集落の整備ですが、道路交通網の整備や地域集会施設の整備などを行い地域コミュニティの醸成に努めていますが、今後は高齢化に対応した交通環境の充実や生活環境の整備が課題となっており、計画の表には公民館整備事業などを記載しているところでございます。また、事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

20 ページ中段やや上、11、地域文化の振興等ですが、豊かな人間性や個性ある文化を築き上げるため芸術文化活動への支援や指導者の養成、芸術文化鑑賞機会の充実を図ってまいります。また、貴重な歴史的資料や国の天然記念物に指定されている湿性植物群落の適正な管理、保存を行っていくこととしております。事業の実施に際しましては大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。下段、12、再生可能エネルギーの利用促進ですが、今回新たに項目立てされた施策でございます。大空町は令和6年3月にゼロカーボンシティ宣言をいたしました。地球温暖化や資源の枯渇化などから、再生可能エネルギーの利用促進、環境保全に対する取り組みが全国的に進められており、地方の果たす役割は重要となっております。地球温暖化の原因

の一つであります温室効果ガス排出量を削減するためには、町民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが重要であり、温室効果ガスの発生抑制と再生可能エネルギーの導入による環境にやさしいまちづくりの推進が必要です。事業の実施に際しましては、大空町公共施設等総合管理計画と整合を図ってまいります。

21ページをご覧ください。中段です。13、その他地域の持続的発展に必要な事項ですが、こちらも今回、新たに項目立てされた施策でございます。社会の情勢は住民ニーズの個性化、多様化、少子高齢化、高度情報化、持続可能性を追求する環境調和型社会、グローバル化、地域主権、広域連携、地域間交流が進み、成熟した社会へと向かっております。このような中で、地域づくりを進めるためには、町民、企業、行政、産学官、自治体間などのパートナーシップが重要になります。お互いが情報を共有し、必要な連携策を講ずることにより、地域の自立につながります。世代や業種を超えた交流が人づくり、人材の育成につながるため、それら機会の確保が課題となっております。

22ページからは事業計画の表につきまして、計画期間中にご説明申し上げました各対策、事項中の事業を一括して掲載しているものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第19 議案第14号

◇議 長 日程第19、議案第14号、大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書237ページをご覧ください。議案第14号、大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

議案書の239ページ、240ページは改正条文でございます。なお、提案理由の説明につきましては、別冊の大空町議会定例会参考資料にて説明をいたします。参考資料の19ページをご覧ください。

条例の新旧対照表でございます。表の右側が改正前、左側が改正後の条例となっております。本条例は、いわゆるこども誰でも通園制度に関する基準を定めています。今回の改正の要旨は、今般、この条例の基準となっている内閣府

令が改正され令和 8 年 4 月 1 日から施行されることから、内閣府令に準じて所要の改正を行うものです。

主な改正の箇所を説明いたします。第 9 条から 18 条の改正については、そのほとんどが文言の整理になっており、主なものについては乳児等通園事業者を乳児等通園事業所に変更するものであります。20 ページをご覧ください。第 20 条の改正は、事業に係る利用定員の表現について、子ども子育て支援法第 27 条第 1 項または第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員であることを明記する改正となっています。第 22 条の 2 については、新たに追加する条文で内閣総理大臣が定める離島やその他の地域の事業者が一般型のこども誰でも通園制度を実施する場合は、設備の基準や職員の資格等の規定を適用せず、円滑な実施ができるようにするものです。21 ページをご覧ください。附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 20 議案第 15 号

◇議 長 日程第 20、議案第 15 号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。佐々木産業課参事。

◇産業課参事 議案書 241 ページでございます。議案第 15 号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 3 月 4 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 243 ページは、改正条文でございます。改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、定例会参考資料 23 ページをお開き願います。

議案第 15 号関係、リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。別表第 8 条関係。区分。リール式散水機施設Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ。使用料年間 8 万 5,000 円を使用料年間 9 万円に変更するものでございます。令和元年からリール式散水機施設管理条例を制定し使用料を徴収しておりますが、使用料は事業の負担償還金、修繕料、備品購入など施設の維持管理へ充当しており、状況の変化に応じ 3 年に 1 度、使用料の見直しを行っております。本改正につきましては、近年の人件費、資材費高騰の影響や、令和 7 年度の干ばつにより使用頻度が高くなったことから、主に修繕料が増加して

おります。徴収している使用料で施設の維持管理費用を賄えなくなったため、現状の事業負担の償還状況や、今後の見込みを踏まえたところ5,000円程度の不足が発生することから、使用料を改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について提案理由を説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第21 議案第16号

◇議 長 日程第21、議案第16号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議案書245ページになります。議案第16号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

議案書247ページは改正文となります。改正の内容につきましては、定例会参考資料にてご説明申し上げますので、定例会参考資料の25ページをお開き願います。大空町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表、右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となります。

改正の内容といたしましては、第2条関係、別表第3。北海道大空高等学校の位置のうち、大空町女満別昭和104番地の1を削除し、大空町東藻琴79番地のみとするものでございます。附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。大空高等学校女満別キャンパスにつきましては、昭和56年、1981年4月に北海道立女満別高等学校全日制普通科として開校し、その歴史を刻んでまいりましたが、旧女満別高校と旧東藻琴高校との発展的統合により、現在の町立大空高等学校が令和3年4月に新設開校となったことに伴い、旧女満別高校は閉校となり、令和3年3月26日付けで土地建物等一式が北海道より大空町へ譲与となったものでございます。令和3年度、4年度の2か年につきましては、旧女満別高校の生徒への教育保障の観点から、女満別キャンパスとして使用、生徒卒業後の令和5年度は理科、家庭科などの主に実習事業で使用継続しておりましたが、本校の東藻琴地区からの生徒、教師の移動やバス運行経費負担の理由などから、令和6年度以降は授業としての使用はなく、体育館や音楽室など町民の方々への学校開放利用のみの状況となっておりました。これらのことから来年度以降の

事業化が予定されております女満別研修会館の建て替え計画に伴う社会教育関係の代替施設として、女満別キャンパスの有効活用を図るべく、今般、北海道教育委員会との協議が調いましたことから、学校用途を廃止するため当該条例の一部を改正させていただくものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第22 議案第17号

◇議 長 日程第22、議案第17号、大空町社会教育センター条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。歌丸生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書249ページをご覧ください。議案第17号、大空町社会教育センター条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

次のページ、251ページから257ページに条文の本文を載せておりますが、詳しい内容につきましては、定例会参考資料によりご説明いたしますので参考資料の27ページをお開きください。

初めに条例制定の趣旨であります。議案16号にてご提案をさせていただいたとおり、大空高校女満別キャンパスについては、今後は社会教育施設として有効活用を図るため、名称を大空町社会教育センターとし条例を定めるものでございます。

次に条例の概要についてです。第1条では、目的として、町民相互または障がい者との交流、芸術文化の振興、またはスポーツ活動の拠点施設として設置するものです。第2条では、名称及び位置として、名称を大空町社会教育センターとすること。また、その住所を記載し、第3条では、大空町教育委員会が管理することを規定しております。第4条では、利用目的として、地域コミュニティと地域の福祉の向上、地域活性化、町民の交流、伝統文化継承、文化財等の保管展示、スポーツ活動、芸術文化の振興など8項目を規定しております。第5条では、各施設の開館時間、休館日を規定しております。第6条では、使用許可について、28ページに移りまして、第7条では、使用の制限をする場合について規定しております。第8条では、各施設の1時間及び1回当たりの使用料について、それぞれ施設ごとに記載しております。第9条では、使用料の減免に関して規定しております。第10条では、使用料の還付について、第11条では、使用許可の取消しとなる場合について規定しております。29

ページをお開き願います。第 12 条では、使用場所、物件を良好に維持する使用者の管理義務について、第 13 条では、使用場所の原状回復の義務について規定しております。第 14 条では、施設または物件を損傷、滅失したときの損害賠償の義務について、第 15 条では、この条例に基づく処分によって生じた損害の免責について、第 16 条では、使用料の徴収を免れたものを過料に処することについて規定しております。第 17 条では、指定管理者による管理等として、指定管理者に管理を行わせることができることを規定しております。第 18 条では、指定管理者に管理を行わせる場合、利用料金を指定管理者に納付すること。また、別表で定める使用料の範囲内で指定管理者が利用料を定められることを規定しております。第 19 条では、指定管理者が行う業務として、施設及び設備の維持管理に関する業務、施設等の利用許可に関する業務などを規定しております。第 20 条では、委任としてこの条例の施行に関し必要な事項は規則で別に定めることとしております。附則として、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日としております。最後に、この条例の施行規則を 30 ページから 33 ページまで掲載しており、具体的な手続などについて定めております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 23 議案第 18 号

◇議 長 日程第 23、議案第 18 号、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。歌丸生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の 259 ページでございます。議案第 18 号、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 8 年 3 月 4 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 261 ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の 35 ページをご覧ください。議案第 18 号関係、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。表の右側が改正前の条例、左側が改正後の条例となります。

改正の趣旨でございますが、今後の女満別研修会館の建て替えに伴う代替施設として、伝承館の利用を希望している団体が複数あること。また、現在の大空町障がい者支援拠点施設、旧老人福祉センターを利用していた団体から伝承館の施設利用要望があることから、現在使用料を設定している研修室等

に不足が生じるため、旧社会福祉協議会事務所であった部屋を研修室として追加をし、新たに使用料を定める必要がありますことから条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、別表。第1研修室の項中、100円を130円に改め、同表第2研修室の項中、70円を100円に改め、同表に和室70円を加えるものであります。新旧対照表左側の改正後の条例では、第1、第2研修室の使用料が上がっておりますが、使用料の設定のなかった旧社会福祉協議会事務所であった部屋を第1研修室とし、使用料130円を新設し、今まで第1研修室であった部屋を第2研修室とし、第2研修室であった部屋が畳敷きであることから、和室と室名を変更するものでございます。したがって変更前の第1、第2研修室については、室名が変わりますが使用料の変更はございません。附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第24 議案第19号から日程第31 議案第26号

◇議 長 日程第24、議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算から日程第31、議案第26号、令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括議題とします。

議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算から議案第23号、令和8年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算までの5件について、提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書の263ページでございます。提案に際しましては、別冊で配付しております令和8年度大空町各会計予算書をご用意いたします。なお、説明に当たりましては、重複する部分を省略させていただきますので、あらかじめご了承頂きたいと存じます。

議案第19号、令和8年度、大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

予算書の1ページをお開き願います。令和8年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ97億1,920万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これにつきましては、2ページから6ページに掲載をして

おります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。これは7ページに掲載し、5件、総額4億1,852万円を設定するものでございます。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

これは8ページから9ページに掲載し、30件、総額9億970万円としております。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億2,000万円と定める。

一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

続きまして議案書の265ページをご覧ください。議案第20号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

予算書の237ページをお開き願います。令和8年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億6,517万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

これは238、239ページに掲載をしております。

続きまして議案書の267ページをご覧ください。議案第21号、令和8年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

予算書の259ページをお開き願います。令和8年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,326万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

これは260、261ページに掲載をしております。

続きまして、議案書の269ページをご覧ください。議案第22号、令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

予算書の271ページをお開き願います。令和8年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億3,8

８７万６，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

これは２７２、２７３ページに掲載をしております。

続きまして、議案書の２７１ページをご覧ください。議案第２３号、令和８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

予算書の２９９ページをお開き願います。令和８年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８０９万２，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

これは３００、３０１ページに掲載をしております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 次に議案第２４号、令和８年度大空町簡易水道事業会計予算から議案第２６号、令和８年度大空町個別排水処理事業会計予算までの３件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書２７３ページでございます。議案第２４号、令和８年度大空町簡易水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

予算書３１５ページをお開きください。総則。第１条、令和８年度大空町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、業務の予定量は次のとおりとする。内訳は記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中総係費のうち委託料２６３万３，０００円の財源にあてるため、企業債１５０万円を借り入れる。収入。第１款、簡易水道事業収益２億３，３８４万７，０００円。内訳は記載のとおりです。支出。第１款、簡易水道事業費用２億４，５８５万７，０００円。内訳は記載のとおりです。

資本的収入支出。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第１款、資本的収入５億５，４００万３，０００円。内訳は記載のとおりです。３１６、３１７ページをお開きください。支出。第１款、資本的支出５億５，４００万３，０００円。内訳は記載のとおりです。

企業債。第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり３事業、総額４億１１０万円としております。

一時借入金。第６条、一時借入金の限度額は４億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。（2）資本的支出のうち、建設改良費、企業債元金償還金、固定資産購入費及び投資その他資産間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費1,421万6,000円。

他会計からの補助金。第9条、簡易水道事業上、簡易水道事業運営のため一般会計からこの会計補助を受ける金額は、1億4,580万3,000円である。

議案書275ページでございます。議案第25号、令和8年度大空町下水道事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和8年3月4日提出、大空町長、松川一正。

予算書345ページをお開きください。総則。第1条、令和8年度大空町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。内訳は記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中、総係費のうち委託料187万3,000円の財源にあてるため、企業債70万円を借り入れる。収入。第1款、下水道事業収益1億8,340万3,000円。内訳は記載のとおりです。支出。第1款、下水道事業費用2億6,153万9,000円。内訳は記載のとおりです。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第1款、資本的収入2億1,303万4,000円。内訳は記載のとおりです。346、347ページをお開きください。支出。第1款、資本的支出2億1,303万4,000円。内訳は記載のとおりです。

債務負担行為。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。下表のとおり、網走浄化センターの使用料等の負担金となっております。

企業債。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。下表のとおり、2事業、総額3,370万円としております。

一時借入金。第7条、一時借入金の限度額は、7,800万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。（2）資本的支出のうち、建設改良費、企業債元金償還金及び固定資産購入費間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に利用する場合は、議会の議決を経なければな

らない。（１）職員給与費１，５６９万７，０００円。

他会計からの補助金。第１０条、下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１億３，６４８万８，０００円である。

議案書２７７ページでございます。議案第２６号、令和８年度大空町個別排水処理事業会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和８年３月４日提出、大空町長、松川一正。

予算書３７７ページをお開きください。総則。第１条、令和８年度大空町個別排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。内訳は記載のとおりです。

収益的収入及び支出。第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第１款、個別排水処理事業収益２，０２９万６，０００円です。内訳は記載のとおりです。支出。第１款、個別排水処理事業費用３，１２４万３，０００円。内訳は記載のとおりです。

資本的収入及び支出。第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第１款、資本的収入。１，５３６万６，０００円、内訳は記載のとおりです。支出。第１款、資本的支出１，５３６万６，０００円。内訳は記載のとおりです。

３７８ページをお開きください。予定支出の各項の経費の金額の流用。第５条、予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（１）個別排水処理事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用。（２）資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用。

他会計からの補助金。第６条、個別排水処理事業運営のため一般会計からこの会計補助を受ける金額は、２，３６５万円である。

以上、提案理由のご説明をさせていただきました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く１０人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩 午後 ２時０３分）

（再開 午後 ２時０４分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午後 2時05分）

（再開 午後 2時23分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。予算審査特別委員会に付託しました議案第19号から議案第26号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までの8件については、3月10日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

◇議 長 ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に齋藤宏司議員。副委員長に松岡克美議員が互選された旨の報告がありました。

お諮りします。3月7日と3月8日の2日間は、会議規則第10条第1項による休会とし、3月6日、9日、10日の3日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第10条第2項による休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、3月6日から3月10日まで

の5日間は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 20 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 大 泉 知 功

署 名 議 員 川 村 淳

令和 8 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 開 会 令和 8 年 3 月 4 日
- ・ 閉 会 令和 8 年 3 月 1 1 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
総務課参事		建設課参事
まちづくり推進室長		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
まちづくり推進室参事		
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和8年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和8年3月11日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第13号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第3 議案第14号 大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第15号 大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第16号 大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第17号 大空町社会教育センター条例制定について
- 日程第7 議案第18号 大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第19号 令和8年度大空町一般会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第10 議案第21号 令和8年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第11 議案第22号 令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和8年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
- 日程第13 議案第24号 令和8年度大空町簡易水道事業会計予算
- 日程第14 議案第25号 令和8年度大空町下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第26号 令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算
- 日程第16 選挙第1号 斜網地区廃棄物処理組合議会議員の選挙について
- 日程第17 発議第1号 大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第20 発議第4号 懸案事項促進のための議員派遣について
- 日程第21 発議第5号 生産現場に寄り添った農業政策を求める要望意見書
- 日程第22 報告第2号 令和7年度定期監査結果報告について
- 日程第23 報告第3号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	村山修
会計管理者	井上透	福祉課参事	福田由佳
総務課長	篁充清	産業課長	林敏美
総務課参事	笠井進一	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	五十嵐仁	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	佐藤允泰	総務課主幹	坂本明広
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	歌丸庸介
--------	------	---------	------

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和8年3月11日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 8 年第 1 回大空町議会定例会第 8 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において 3 番、福田淳一議員及び 4 番、森賀祐司議員を指名します。

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 13 号

◇議 長 日程第 2、議案第 13 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題とします。

本案についてはすでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 13 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号

- ◇議 長 日程第3、議案第14号、大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案についてはすでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号、大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、大空町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号

- ◇議 長 日程第4、議案第15号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、大空町リール式散水機施設管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第16号

◇議 長 日程第5、議案第16号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、大空町立学校設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第17号

◇議 長 日程第6、議案第17号、大空町社会教育センター条例制定についてを議題とします。

本案についてはすでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、大空町社会教育センター条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、大空町社会教育センター条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第18号

◇議 長 日程第7、議案第18号、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、大空町女満別伝承館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第19号から日程第15 議案第26号

◇議 長 日程第8、議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算から日程第15、議案第26号、令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会

委員長、齋藤宏司議員。

◇齋藤委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算。議案第20号、令和8年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第21号、令和8年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第22号、令和8年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第23号、令和8年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第24号、令和8年度大空町簡易水道事業会計予算。議案第25号、令和8年度大空町下水道事業会計予算。議案第26号、令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算の8事件であります。

令和8年3月5日の令和8年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託されました事件は、今後の大空町の方針性に関わる重要な内容であることから、3月6日、9日、10日に委員会を開催し、説明員の出席を求め、その内容等を慎重に審議いたしました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり本委員会に付託されました8事件は、全て原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77号の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算から、議案第26号、令和8年度大空町個別排水処理事業会計予算までの8件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第26号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第19号から議案第26号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第19号から議案第26号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、令和8年度大空町一般会計予算から議案第26号、令和8年度大空町個別排水処理事業会計までの8件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 選挙第1号

◇議 長 日程第16、選挙第1号、斜網地区廃棄物処理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

それでは、斜網地区廃棄物処理組合議会議員に原本哲己議員、岩原繁議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました原本哲己議員、岩原繁議員を斜網地区廃棄物処理組合議会議員の当選人と定めることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました原本哲己議員、岩原繁議員が斜網地区廃棄物処理組合議会議員に当選されました。

ただいま斜網地区廃棄物処理組合議会議員に当選された原本哲己議員、岩原繁議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎日程第17 発議第1号

◇議 長 日程第17、発議第1号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 議会側議案の3ページをお開きください。発議第1号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和8年3月11日提出、提案者は大空町議会議員、上地、松岡の両議員でございます。

5ページは改正文でございます。議会側定例会参考資料をご覧ください。

1ページにおいて、大空町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、1ページをお開きください。

今回の改正につきましては、議会議員全員で議会基本条例の検証を行い、議

会運営委員会、議会議員協議会において慎重審議した結果、条例第3条第3項中、不断の自己研鑽と政策水準を高めます。の趣旨を踏まえつつ、表現をより簡潔で分かりやすいものとするため、自らの資質の向上に努めます。に文言の一部改正を行うこととしました。

附則といたしまして、施行日は公布の日からといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、大空町議会基本条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第2号

◇議 長 日程第18、発議第2号、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第19 発議第3号

◇議 長 日程第19、発議第3号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査

についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第20 発議第4号

◇議 長 日程第20、発議第4号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和8年度における懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第4号はそうように決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そうように決定しました。

◎日程第21 発議第5号

◇議 長 日程第21、発議第5号、生産現場に寄り添った農業政策を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 議会側議案の19ページをお開きください。発議第5号、生産現場に寄り添った農業政策を求める要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。令和8年3月11日提出、提案者は、大空町議会議員、後藤、川村、齋藤、松岡、福田の各議員であります。

21ページでございます。農業をめぐっては、昨年4月に新たな食料・農業・農村基本計画と酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針が策定され、中長期的な目標や方向性等が示されたほか、基本計画のなかで2027年度から水田政策を根本的に見直すことが明記されました。また、畑作物の直接支払交付金では、本年7月までに算出根拠となる統計情報等について、関係者との意見交換を踏まえ、現行の3年に1度の改定に捉われず、2027年における単価改定の是非を含め制度の運用を検討するとしています。しかしなが

ら、2026年2月現在、水田政策の見直しに関する新たな情報が無く、生産現場は今後の営農計画を描けない状況が続いています。また、ゲタ単価の算定方式では農業者の努力が交付金の引き下げ要因となるなど生産意欲の減退につながっており、酪農、畜産をめぐっても、乳価の上昇が収入の増加には繋がっているものの、円安などを背景にした飼料価格の高止まりで所得の上昇には結びついておらず、経営逼迫による戸数減少に歯止めがかかっていません。このため、将来にわたって安心して農業を営むことができるよう、基本計画や酪肉近で掲げる目標達成に向けた一層の生産基盤の強化策や、経営安定に資する所得政策、水田政策の早期明示などが急務となっています。つきましては、生産現場に寄り添った農業政策の確立に向けて、下記事項を要望いたします。

1、2027年以降の水田政策について、生産現場の意見を十分踏まえつつ、農業者が将来にわたって営農計画を立てられるよう早期に示すこと。また、生産現場の実態に即した交付対象要件を設定するとともに、産地交付金については、地域が裁量をもって活用できる制度運用を維持すること。

2、畑作物の直接支払交付金については、コスト増加を反映した適正な価格形成や生産費など実態に即した数値を用いるとともに、生産性向上など農業者の努力が報われる算定方式に改善すること。

3、酪農、畜産については、予算総額ありきではなく、基本計画や酪肉近で掲げる目標が確実に達成されるよう必要な事業を行うための予算を措置すること。また、生産コストの上昇に左右されない持続可能な酪農、畜産に向けた所得安定政策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。提出先は内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛でございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号、生産現場に寄り添った農業政策を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第5号、生産現場に寄り添

った農業政策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 報告第２号

◇議 長 日程第２２、報告第２号、令和７年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から令和７年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第２号、令和７年度定期監査報告についてご報告いたします。

令和７年度の定期監査につきましては、令和８年２月１６日に松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回、ご報告いたします定期監査については、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査であり、外郭団体等会計の取扱いについて監査を実施いたしました。

本年度の定期監査の実施にあたりましては、所管部署から関係書類の提出を求め、担当者から適時説明を聴取し、適切な事務執行がされているか。そもそも会計処理を町職員がすべきものなのか、に主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、当該事務に関して概ね適正に事務が執行されているものと認められました。監査対象は５５会計となり、一部に町職員が関わるべきか疑問があるものがあったことから、その取扱いについて再度検討を進めるよう意見を付すとし、改善が必要な事例やその他、事務処理上留意すべき事項については、所管部署へ意見として申し伝えたところであります。

以上、令和７年度定期監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで令和７年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第２３ 報告第３号

◇議 長 日程第２３、報告第３号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第３号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和７年１１月分から令和８年１月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月２９日、１２月分につきましては１月２３日、１月分につきましては２月２５日に松

岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。また、現金預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇松川町長 令和8年第1回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずもって本日は、3月11日、開会に先立ち黙祷が捧げられましたが、2011年、平成23年3月11日、午後2時46分18秒。東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から15年の歳月が流れました。忘れもしません。当時は議会定例会が3月8日に開会となり、2日間の一般質問を経て、当日は予算審査特別委員会分科会の2日目で、私は総務課政策グループ主査として、前日10日に予算概要説明と質疑を終え、安堵のなか通常業務に従事していたところであります。当時の私の手帳を見てみますと、東北地方での地震発生から遅れること3分後、ここ大空町でもこれまでに経験したことがない非常に激しい揺れを感じ、これは尋常ではないと、すぐに応接室にあるテレビをつけ、2階フロアの職員とともにテレビ各局で放送される地震情報に見入っていたことを思い出します。どれだけの年月が過ぎようとも、私たちはこのことを決して忘れてはなりません。そして、この記憶、記録を次世代へ引継ぎ、二度と同じような犠牲を出させない責務と覚悟を改めて感じさせられたところであります。

今定例会では、令和7年度各会計補正予算、条例改正、過疎地域持続的発展市町村計画の策定などについてご審議賜り、それぞれお認めいただきました。さらには骨格予算による編成でありながら物価や人件費の高騰等により、一般会計が過去2番目の規模となりました令和8年度予算につきましても、3月6日からの予算審査特別委員会、3月10日午後からの総括質疑と、議員各位には長時間にわたり慎重かつ丁寧なご審議を賜り、こうして本日、予算をお認めいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今定例会は、私、そして議員各位においても、任期最後となる定例会でありました。私が町政を預からせていただいたこの4年間、議員皆様との両輪で町政の推進と町民皆様の幸福の実現のために活動させていただきましたこと、本当にうれしく思いますとともに改めて感謝申し上げます。もしも願いごとがかなうのであれば、この任期最後の定例会の場に三條幸夫さんも議員として出席することができたらなと思うところであります。

さて、この4年間を振り返りますと、スタートはいまだコロナ禍の中ではありましたが、翌年には2類から5類に移行するなど、ある程度、普段の日常を

取り戻すことができたなかで、様々な施策を遂行することができました。

平成18年3月31日に大空町が誕生して、20年の節目となる記念事業では、行政だけではなく各種団体のご協力をいただいたなかで、様々な事業を執り行うことができ、町民全体の一体感の醸成とにぎわいを創出することができたのではないかと思います。

また、令和8年度から令和17年度までの大空町のまちづくりの目指すべき方向を定めた第3次大空町総合計画についても、町内各界各層のご協力により熱い思いの込められた計画をつくっていただきました。これからの10年間、町民皆様の思いあふれる総合計画をベースに、時代の変化に即応し、かつ柔軟に対応しながら様々な施策を実施していかなければなりません。

そして先週の3月3日には、長年の福祉施策の課題でありました発達支援と放課後デイサービスが、担当職員の努力と大空町社会福祉協議会の絶大な協力の中で開設することができましたことは、本当にうれしく思いますとともに、これまで関わっていただきました皆様に感謝申し上げる次第であります。引き続き社会福祉協議会と連携協力しながら、未来ある子どもたちの発達を支援してまいりたいと思います。

令和3年4月に開校した大空高校も3月1日、5度目の卒業式を終えることができました。大空高校から離陸した飛行機人たちも今や立派な社会人となり、またはいまだ勉学に励み、より高みを目指して飛び立つ準備をしています。大空高校はまだまだ発展途上、伸び代しかありません。これまで以上に魅力あふれる大空高校となるよう、地域を挙げて応援し支えていく必要がありますので、皆様方のご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

一方でごみの中間処理施設、焼却処理施設を東藻琴地区で整備する方向で計画を進めてまいりましたが、地域の理解を得ることができなく、また、結果として予定地にコンクリートがら等の廃棄物が埋設されていたことで、隣町への整備となりましたことは、本町の地域振興の観点からも非常に残念なことであり、このことはひとえに、私の未熟さ、至らなさであります。深く反省するとともに、ご迷惑をかけてしまった町民皆様、関係各位に心からおわび申し上げます。こうした経験を私の今後の人生、生き方の糧にしていまいる所存であります。

最後にどのような立場となっても、今後とも様々な見地から町政に対し温かいご指導と、ときには厳しい示唆をいただきますようお願いし、あわせて今回の議会定例会に、様々なご指摘、ご示唆をいただきましたことに対するお礼を申し上げ、任期最後の定例会でのご挨拶とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

◇議 長 任期中最後の定例会閉会にあたり、私からも一言ご挨拶させていただきます。

4年前、まだコロナウイルスが収束を見ないなか、議員各位のご支援により議長に就任させていただきました。

今回の任期中には、女満別町と東藻琴村が合併し大空町が誕生して20年を迎え様々な記念行事が行われ、また、次の10年に向けて第3次総合計画も関係者多数のご尽力により作成されました。次の10年に向けて新しい取組

等を審議させていただきました。

コロナ過で経験不足の私が今日まで無事務めさせていただけたのは、皆様のご協力とご助言、ご指導のおかげと感謝しております。大変ありがとうございました。

今期の議会は12人でスタートしましたが、残念なことに三條議員が任期中にご病気により他界されたことは大きな悲しみと痛手となりました。改めてご冥福を祈るものです。そのなかで議員全員が協力して議会構成を維持できましたことに改めてお礼申し上げます。

残り任期も1月余りとなりました。来月12日には大空町になって6回目の改選を迎えます。皆さんが健康に留意され、また、この場で町政の両輪の一員として活躍されることを願いたいと思います。

また、今期でご勇退を表明されています齋藤副議長には大変お世話になりました。副議長として議会運営に多大なるご尽力を賜りましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、石田農業委員会会長、近藤代表監査委員及び松川町長、関谷教育長を初めとする大空町職員の皆さん、審議時間を無理したこともありました。その折に触れ、ご助言、ご協力いただき誠に改めてお礼申し上げます。任期中賜りましたご協力に深く感謝申し上げますとともに、皆様の今後のますますのご健勝、ご活躍と大空町のさらなる発展を心からご祈念申し上げ、最後の挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。

これで令和8年第1回大空町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午前10時43分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 20 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 福 田 淳 一

署 名 議 員 森 賀 祐 司